資料５
第１回障害者総合支援協議会
令和８年９月25日（金）

第7次佐倉市障害者計画・第8期障害福祉計画（素案）に関する修正箇所について

第7次佐倉市障害者計画・第8期障害福祉計画（素案）につきましては、修正された箇所については網掛けとなっており、更新した図・表については更新マークが付いています。

（例）

修正箇所　→　第８期佐倉市障害福祉計画

更新した図・表　→　図・表　更新

なお、第7次佐倉市障害者計画・第8期障害福祉計画（素案）に関する、主な修正内容は以下のとおりとなります。

Ⅰ．修正方針

・第7次佐倉市障害者計画（中間見直し）について

中間見直しの目的は、策定当時からの制度改正や環境・社会情勢の変化などの観点から、変更・修正すべき点を見直すことです。そのため、原則として、計画の方針や前提条件に関わる部分等の大幅な変更はしません。

特に、今回の中間見直しでは、以下の点については修正を行います。

・「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」の施行に伴う修正
・令和7年度障害福祉アンケートの結果を踏まえた修正
・障害理解促進・差別解消をより推進するための取り組みに関する修正
（福祉教育の推進、 差別解消・合理的配慮の更なる周知、 障害者の生涯学習の推進）

・第8期障害福祉計画（第7期からの改訂）について

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえつつ、サービス利用実績や障害福祉アンケート（R7実施）の結果等を参考として策定します。

2. 修正箇所のまとめ

(1) 共通事項

項目	概要
令和7年度障害福祉アンケートの結果の掲載	・「第3章 佐倉市の現状と課題」の内容について、令和7年度に実施した障害福祉アンケートの結果に基づき修正。 -P16～P23（1.障害福祉アンケート調査の概要）
各専門部会の検討課題(※)	各専門部会における検討課題の見直し・修正 -P24～25（各専門部会における検討課題）
その他	・計画策定の背景、基礎データ、参考資料、連絡先等の更新 ・文章表現等の修正。 -全体的に修正

※「各専門部会の検討課題」については、資料の事前送付までに修正が完了しないため、 会議当日（9/25）に修正を反映した資料と差し替えさせていただきます。

(2) 第7次佐倉市障害者計画（中間見直し）

項目	概要
「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」	法の施行に伴い、その趣旨を踏まえた内容の追加。 -P28（基本目標3：今後の方向性） -P30（①心のバリアフリーの推進）
企業等への障害理解促進	R7 障害福祉アンケートの結果より、若年層から「障害のある方が働くためには障害者理解が必要」との声が多かったため、企業等への障害理解促進を図る旨を追記。 -P31（主な事業内容4を追加）
差別解消と合理的配慮の提供に関する認知度の向上	差別解消と合理的配慮の幅広い周知と市民意識調査等の機会を捉えた認知度の調査を行うことから、「認知度・理解度を高めるよう努める」旨を明記。 -P34（主な事業内容1を修正）

福祉教育の推進	啓発・権利擁護部会で取り組んでいる福祉教育の趣旨を踏まえ、「⑨インクルーシブな教育・保育の推進」の関係機関として障害者総合支援協議会を追記。 -P44（主な事業内容 3 の関係機関等を修正）
障害者の生涯学習の推進	障害者の障害学習を推進し、障害のある方が地域とのつながりを深め、継続的に学び続けられる環境整備を支援することを明記。 -P45（主な事業内容4を追加）

（3）第8期障害福祉計画（第7期からの改訂）

項目	概要
第7期佐倉市障害福祉計画の総括の掲載	「第6期計画の総括」を「第7期計画の総括」に更新 -P48～P49（第7期佐倉市障害福祉計画の総括）
各計画値の見直し	成果目標、現状と課題、今後の方針、サービスの実績と見込量などを現状に合わせて見直し。 -P51～P73
佐倉市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の見直し	計画の改訂に伴う、内容の更新。 -P55（目標の見直し） -P73（成果目標を達成するための量の見込みの見直し）

第７次佐倉市障害者計画・
第８期佐倉市障害福祉計画

障害のある人もない人も一人ひとりが自分らしく、

お互いを認め合い、支え合い暮らせるまち・佐倉

令和９年３月

佐倉市

表紙イラスト　©バネ（ワークショップかぶらぎ）

はじめに



佐倉市では、障害のある人の自立や社会参加の支援を計画的に推進するため、佐倉市障害者計画を策定すると共に、障害福祉サービス・障害児通所支援等の提供体制の確保を目的として佐倉市障害福祉計画を策定し、障害福祉施策を展開してきました。

このたび、第6次計画の終了により、令和6年度以降を計画期間とする「第7次障害者計画・第7期障害福祉計画」を策定いたしました。

第7次障害者計画では、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえながら、「障害理解の促進」、「日々の暮らしの支援・充実」、「社会参加の促進と自立支援」の3分野、10の施策を重点的に取り組むこととしております。また、今回の計画から、さらなる施策の総合的な推進のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する市計画を、一体のものとして策定いたしました。

今後は、本計画の推進により、障害のある人、障害のない人、関係機関、事業者、自治会・町内会、教育機関、ボランティア等が地域社会でお互いを認め合い、自分らしく暮らせる共生社会の実現をオール佐倉で取り組む必要がございますので、これまでと同様に、変わらぬご支援を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言等をいただきました佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会の委員をはじめ、障害福祉アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆さま、障害者団体及び障害福祉関係者の皆さまに、心から御礼申し上げます。

令和６年３月

佐倉市長　西田三十五

目次

第１章 はじめに 1
　１．計画策定の背景 1
　２．人口、障害者の状況 5
第２章 基本事項 11
　１．計画の目的 11
　２．計画の対象者 12
　３．対象期間 13
　４．関連計画 14
　５．推進体制 15
第３章 佐倉市の現状と課題 16
　１．障害福祉アンケート調査の概要 16
　２．障害福祉アンケート調査結果からみる主な課題 17
　３．佐倉市障害者総合支援協議会（各専門部会）における検討課題 24
第４章 第７次佐倉市障害者計画 26
　１．第６次佐倉市障害者計画の総括 26
　２．基本理念・施策の体系 29
　３．施策の内容 30
　（１）障害理解の促進 30
　　①心のバリアフリーの推進 30
　　②権利擁護の推進 34
　（２）日々の暮らしの支援・充実 36
　　③相談支援の充実 36
　　④希望する暮らしの実現 37
　　⑤障害福祉サービスの充実 39
　　⑥安心・安全な環境整備 41
　　⑦アクセシブルな行政情報の発信 42
　（３）社会参加の促進と自立支援 43
　　⑧就労・雇用の促進 43
　　⑨インクルーシブな教育・保育の推進 44
　　⑩生活を豊かにする活動の推進 45
第５章 第７期佐倉市障害福祉計画 48
　１．第６期佐倉市障害福祉計画の総括 48
　２．計画に定める内容 48
　（１）成果目標 51
　（２）活動指標 55
参考資料 74

第１章　はじめに

１．計画策定の背景

障害者の福祉サービスは、平成 15 年度に行政がサービスの利用先や内容を決定する「措置制度」から利用者の自己決定と選択を重視した契約制度である「支援費制度」が導入されました。その後、支援費制度には、障害種別ごとのサービス格差等の課題があり、これらの課題に対応すべく、「障害者施策の３障害一元化」や「サービス体系の再編と新たなサービスの創出」等を目的とした「障害者自立支援法」が平成 18 年から段階的に施行されました。

以降も障害者施策を取り巻く環境は大きく変化し、平成 23 年には、障害の有無にかかわらず全ての国民が共生する社会を実現するため、地域社会における共生や社会的障壁の除去などの基本原則を定めることとした「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行されました。

この「改正障害者基本法」の目的や基本原則は、「障害者自立支援法」に代わり平成 25 年に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）においても基本理念として規定され、あわせて、障害福祉サービス等の対象に難病等を加えるなど、障害者施策の充実に向けた見直しが図られています。

また、平成 25 年に行政機関や民間事業者等における障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供などを定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定等を経て、平成 26 年に、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の批准書を寄託し、我が国は同条約の締約国となりました。

その後、平成 28 年には「障害者差別解消法」、「改正障害者雇用促進法」及び「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）が施行され、障害者の権利擁護が図られています。

令和元年度以降の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」及び「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の個別法の施行を経て、令和４年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行され、障害者の意思疎通や情報の利用や取得についての施策の充実が進められています。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行や「改正障害者差別解消法」が成立する等、更なる状況の変化がある中、国において「障害者基本計画（第５次）」（令和５年度～令和９年度）が策定され、障害者施策の基本的な方向が示されました。

こうした国の動きを踏まえ、本市においても、状況の変化に対応するとともに、障害者施策を更に総合的かつ計画的に推進していくため、令和６年度以降の第７次佐倉市障害者計画等を策定しました。

そして、令和6年度からの3年間の取り組み内容及び昨今の社会情勢を踏まえ、令和9年度以降について、第７次佐倉市障害者計画の中間見直し及び第8期障害福祉計画の策定をしようとするものです。

（直近 10 年の障害者施策の主な歩み）

年	障害者施策の主な歩み
平成 24 年（2012）	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行
平成 25 年（2013）	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行
	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達法）」施行
	「障害者基本計画（第3次）」閣議決定
平成 26 年（2014）	「障害者権利条約」の国会承認、発効
	「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行

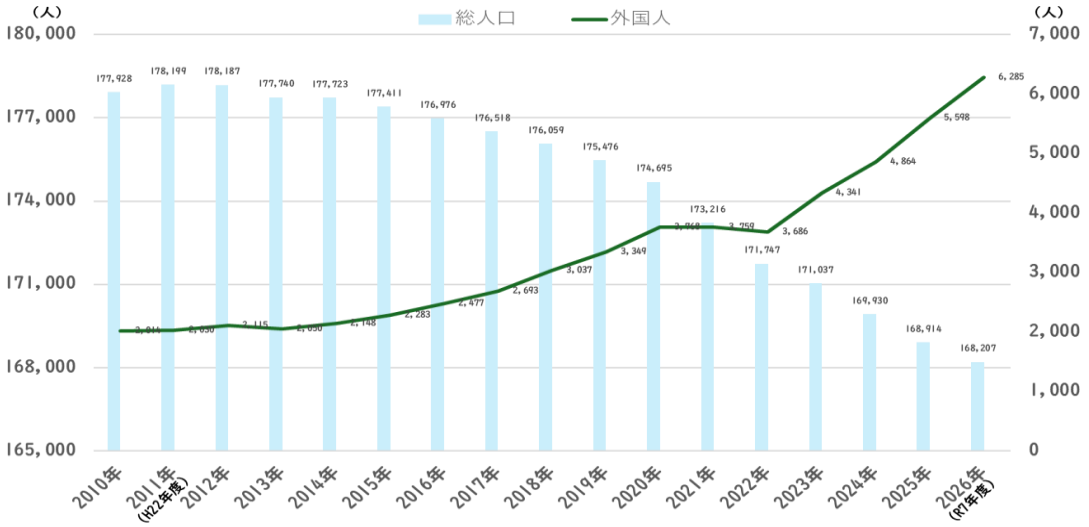
平成 27 年 （2015）	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
	SDGs（持続可能な開発目標）の採択
年	障害者施策の主な歩み
平成 28 年 （2016）	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行
	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」一部施行（障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務）
	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
平成 29 年 （2017）	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」成立
	「障害者基本計画（第4次）」閣議決定
平成 30 年 （2018）	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行
	「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行
平成 31 年 令和元年 （2019）	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行
令和2年 （2020）	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」施行
	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行
令和3年 （2021）	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」成立
令和4年 （2022）	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」施行
	「障害者基本計画（第5次）」閣議決定
令和6年 （2024）	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」改正
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行

	「高次脳機能障害者支援法」施行
令和7年 (2025)	「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」施行

2. 人口、障害者の状況

(1) 人口

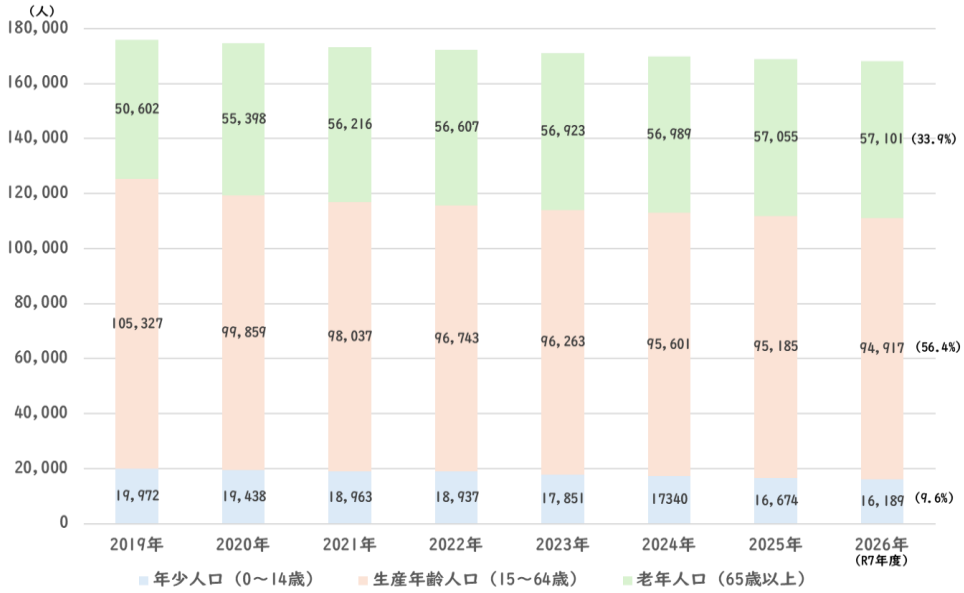
本市の人口は、平成22年度の約 17.8 万人をピークに減少傾向が続き、令和 7 年度では約 16.8 万人となっています。



更新

【出典】住民基本台帳（各年 3 月末、外国人を含む）

人口の年齢 3 区分別では、少子高齢化の傾向が強まっており、令和 7 年度の老年人口（65 歳以上）の構成比（高齢化率）は約 34%となっています。



更新

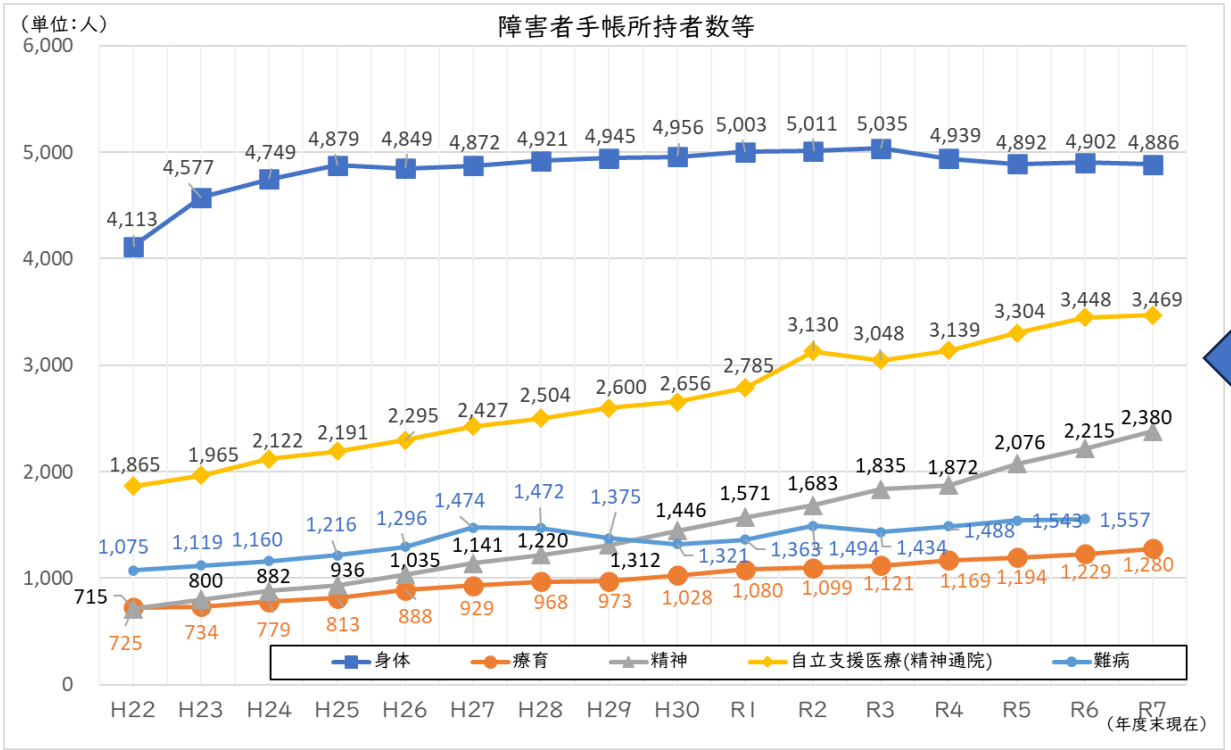
【出典】住民基本台帳（各年 3 月末、外国人を含む）

（2）佐倉市内の障害者手帳取得者等

佐倉市内の障害者手帳取得者数（自立支援医療（精神通院）を含む）は、合計 12,015 人（令和 7 年度末現在。以下同じ。）であり、人口に占める割合は、約 7.1%となっています。

令和 7 年度末における各障害者手帳の人口に占める割合は、身体障害者手帳は約 2.9%、療育手帳は約 0.8%、精神障害者保健福祉手帳は約 1.4%となっています。

同様に、障害福祉サービス等の対象となる、自立支援医療（精神通院）の利用者の人口比は約 2.0%、難病患者数の人口比は 0.9%です。



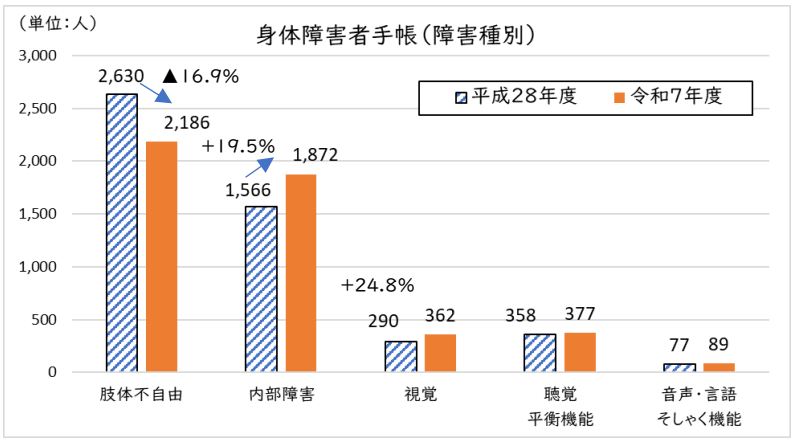
更新

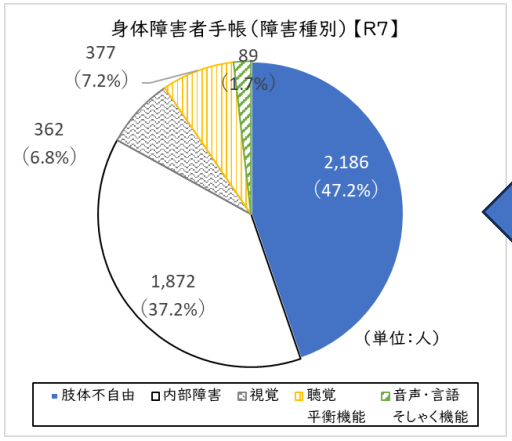
(3) 身体障害のある人

身体障害者手帳の所持者は 4,886 人で、平成 22年度の 4,113 人と比べると、15年間で773人、割合で18.8%増加しています。一方で、直近の 6 年間では、125名減少しています。

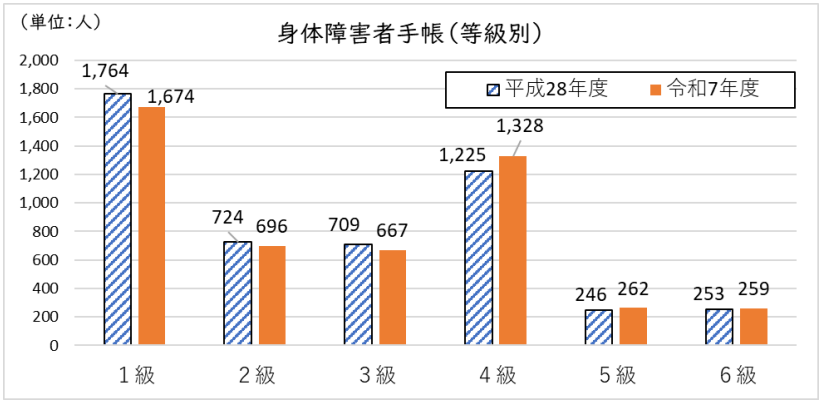
障害種別では、平成 28 年度と比べると、肢体不自由が 16.9%減少する一方で、内部障害は約 19.5%、視覚障害は約 24.8%増加しています。

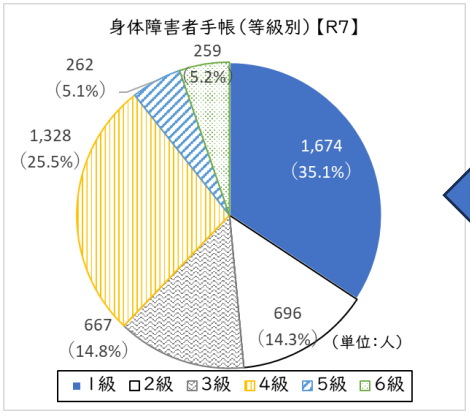
等級別では、それほど大きな変化は見られません。





更新



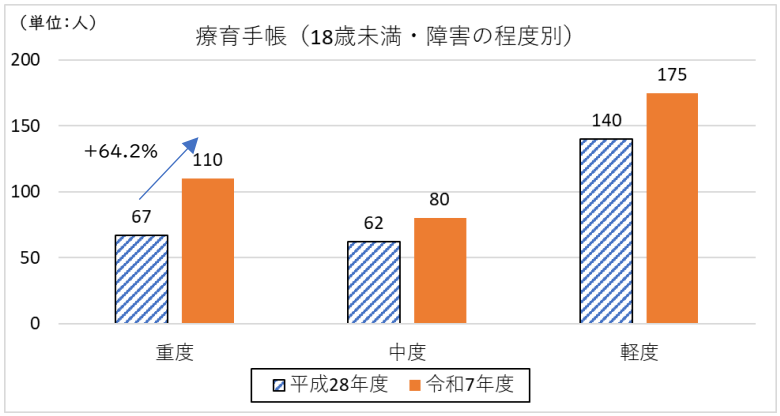


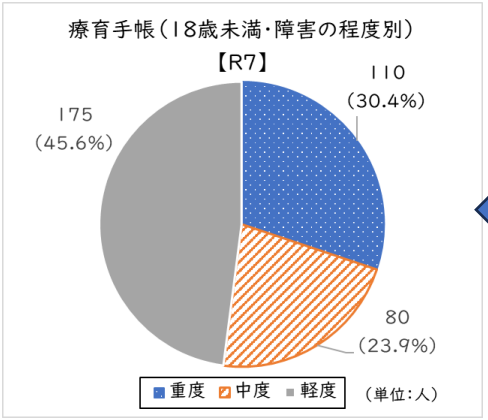
更新

(4) 知的障害のある人

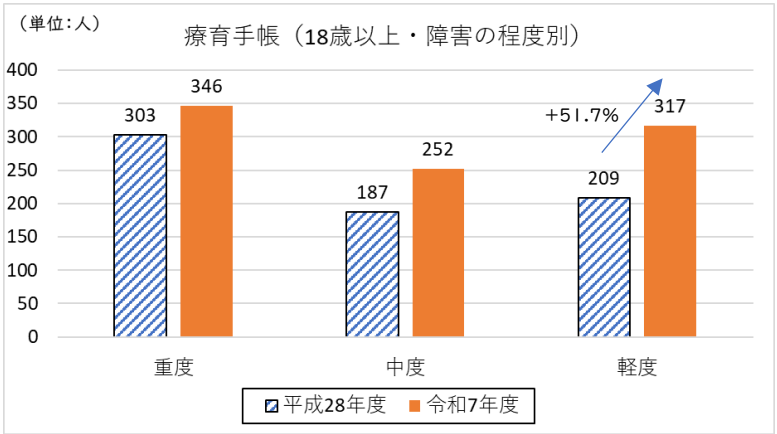
療育手帳の所持者は 1,280 人で、平成 22年度の 725 人と比べると、15 年間で555人、割合で76.6%増加しています。一方で、直近の 6 年間で比べると、約 16.5%増と増加傾向は鈍化しています。

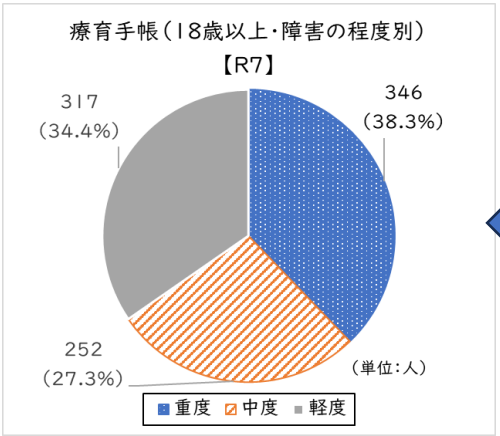
障害の程度別では、18 歳未満は重度、18 歳以上は軽度の増加率が高くなっています。





更新





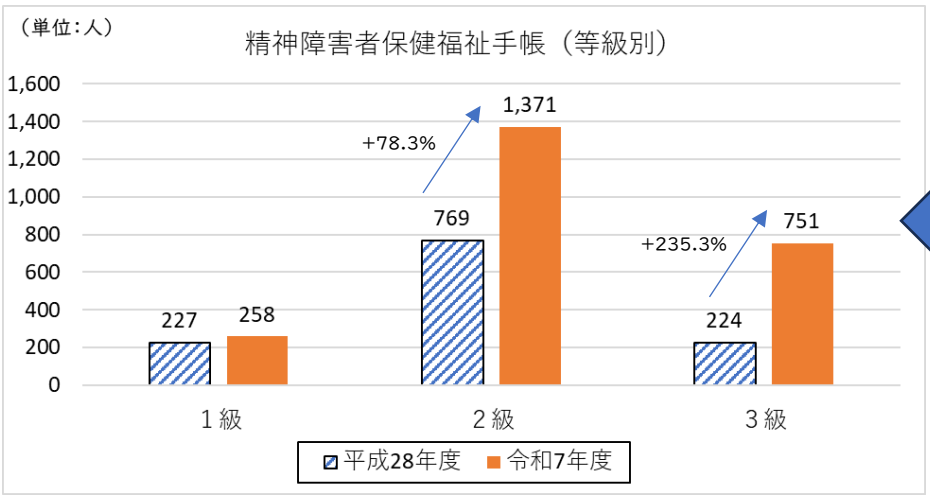
更新

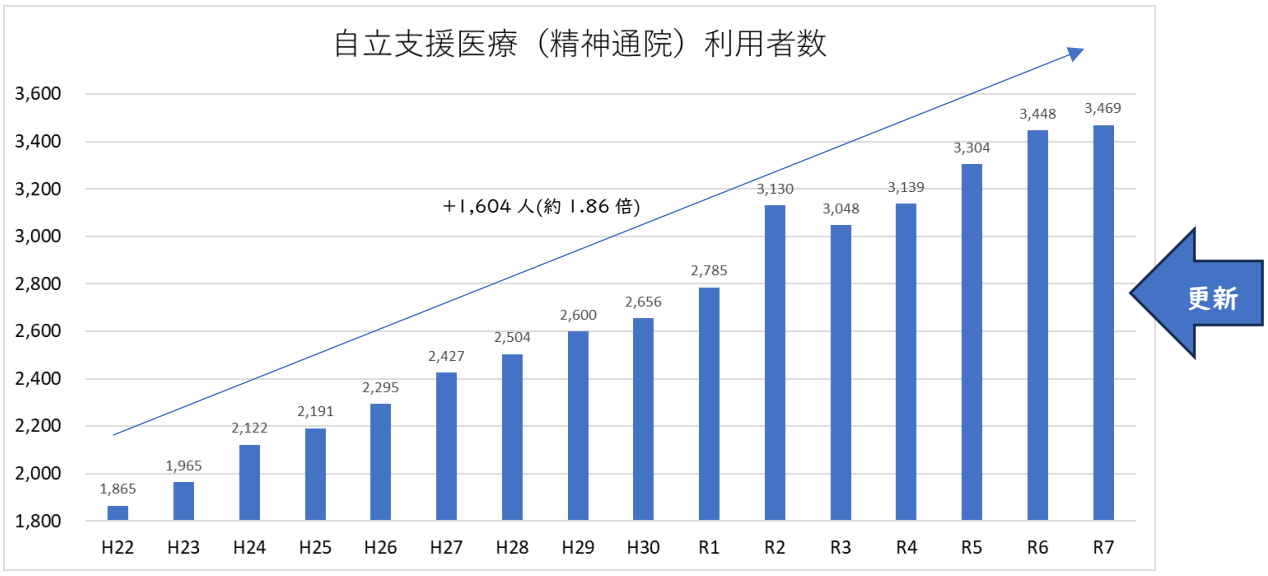
(5)精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳の所持者は 2,380 人で、平成 22 年度の 715 人と比べると、15年間で 1,665 人、約 3.3 倍増加しています。直近の 6 年間は 41.4%と引き続き高い増加率となっています。

等級別では、1級は横ばい、2級及び3級は増加の傾向となっています。

また、自立支援医療(精神通院)[1]の利用者は 3,469 人で、平成 22年度の 1,865 人と比べると、1,604 人・約 1.86 倍増加しています。





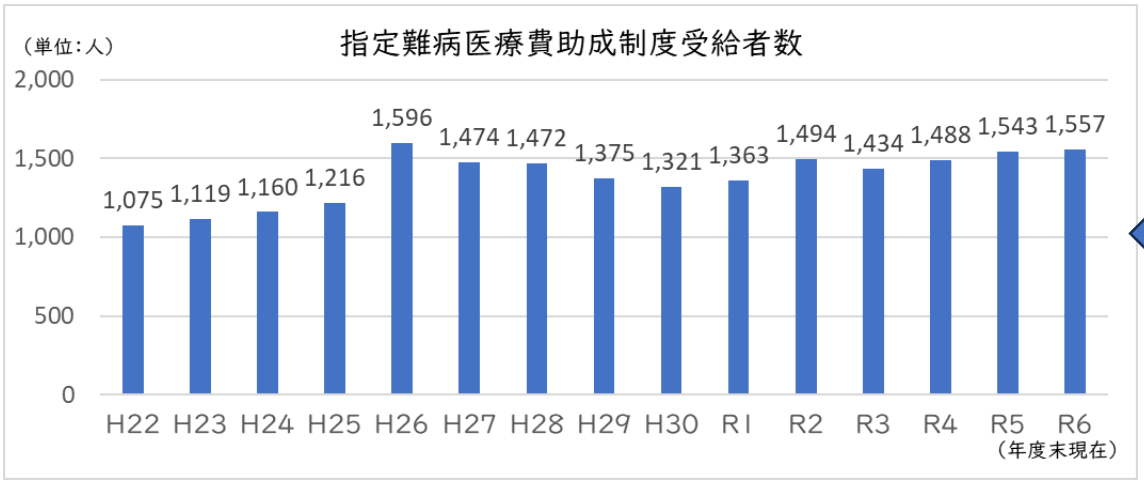
[1] 通院による精神医療を要する症状の方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの

（6）難病患者数

指定難病医療費助成制度[2]の受給者数は 1,557 人（令和6年度時点）で、令和3年度以降は増加傾向にあります。

難病のうち、パーキンソン病、潰瘍性大腸炎が多くなっています。

なお、国が指定している難病数は現在 348 となっています。



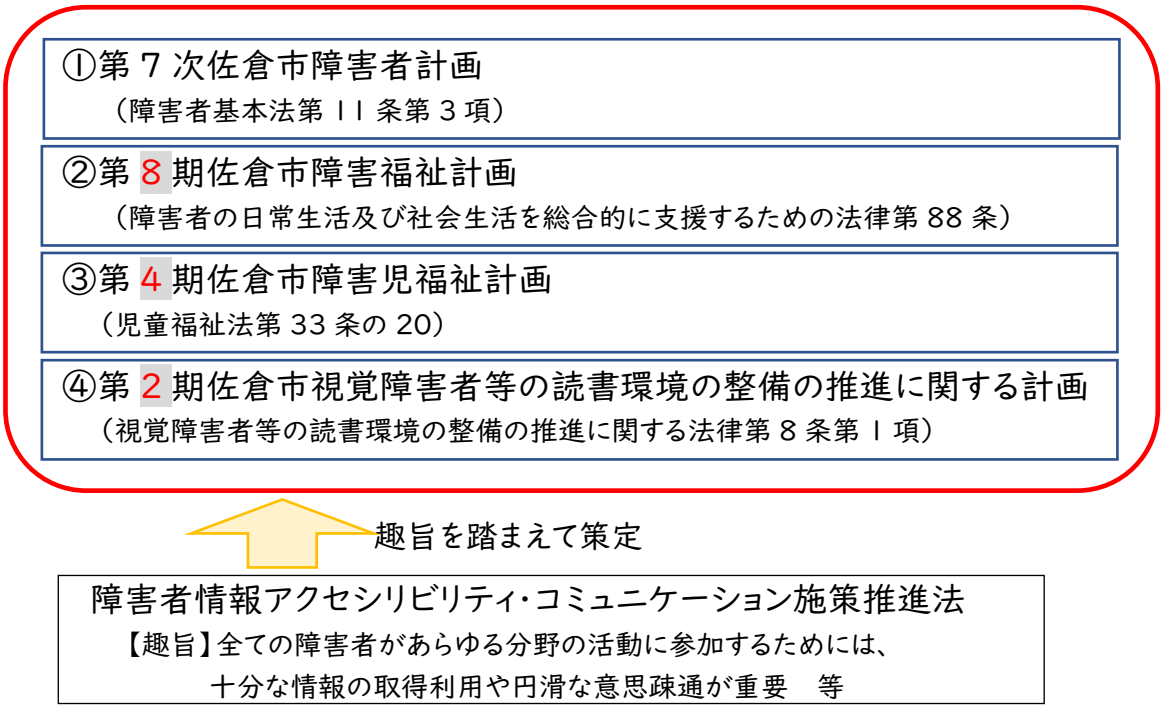
【出典】千葉県印旛保健所（千葉県印旛健康福祉センター）「事業年報」から佐倉市作成

[2] 指定難病に対し、医療費の一部を公費で助成するもの（千葉県の制度）

第２章　基本事項

１．計画の目的

本計画は、障害のある人の自立と社会参加を促進すること等を目的として、次の計画を一体のものとして策定します。



本計画の共通事項として、令和４年に施行した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法[3]」による、障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、十分な情報の取得、利用や円滑な意思疎通が重要であるとの考えを踏まえた施策を推進するものとします。

また、障害の有無にかかわらず様々な情報の取得や利用を促進する観点から、「読書バリアフリー法[4]」に基づく市の計画を一体のものとして策定します。

[3] 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の略称

[4] 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の略称

2. 計画の対象者

本計画における「障害者」や基本理念の「障害のある人」とは、次のように定義します。

身体障害（内部障害を含む）、知的障害、精神障害、
発達障害（自閉症スペクトラム症など）、高次脳機能障害[5]、
難病（特定疾病・小児慢性特定疾病）、その他の心身の機能の障害がある人で、その障害や様々な活動を制限する社会的障壁により日常生活等に相当な制限を受ける状態にある人

（18 歳未満に限定する内容の場合は、「障害児」と表記します）

[5] 脳卒中などの病気や交通事故などによる脳外傷、心肺停止による低酸素脳症などで脳がダメージを受けたことにより、注意力・記憶力・言語・感情のコントロール等がうまく働かなくなる認知機能の障害

3. 対象期間

（1）第７次佐倉市障害者計画

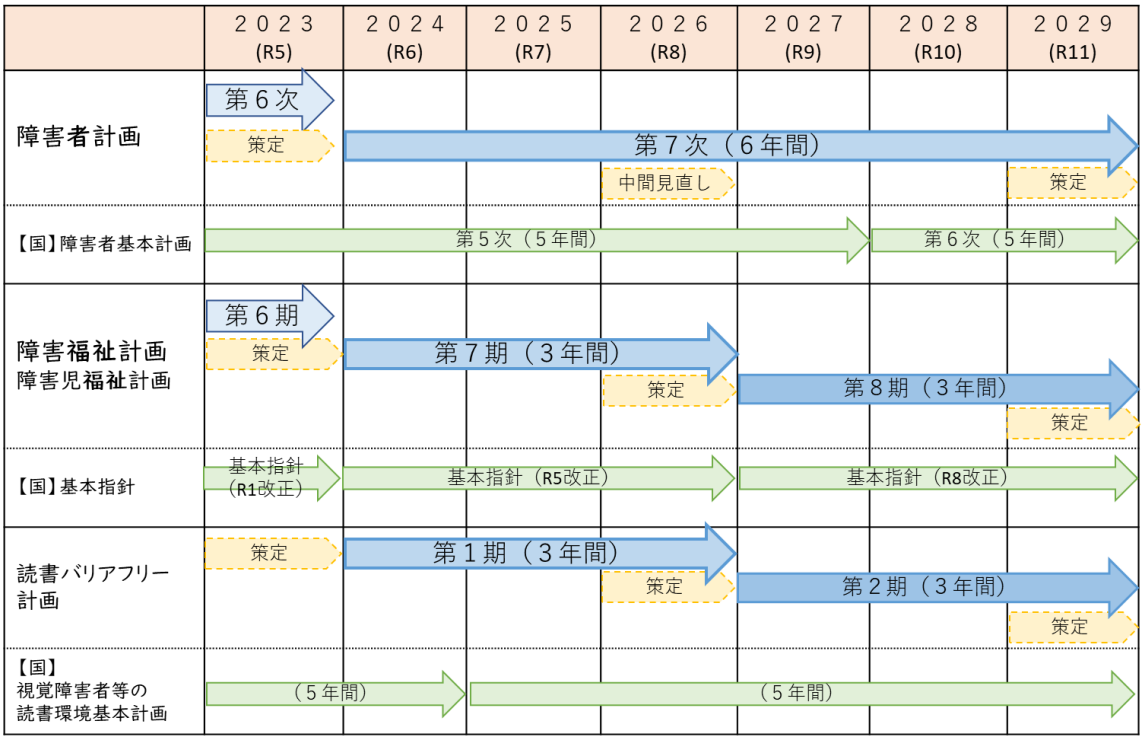
→国の障害者基本計画や下記計画の見直し時期を踏まえ、6 年間とします（令和6年度から令和 11 年度）。

（2）第８期佐倉市障害福祉計画（第4期佐倉市障害児福祉計画）

→国の基本指針[6]に、「3 年を 1 期として作成することを基本」と記載されていることから、3 年間とします（令和９年度から令和 11 年度）。

（3）第２期佐倉市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画

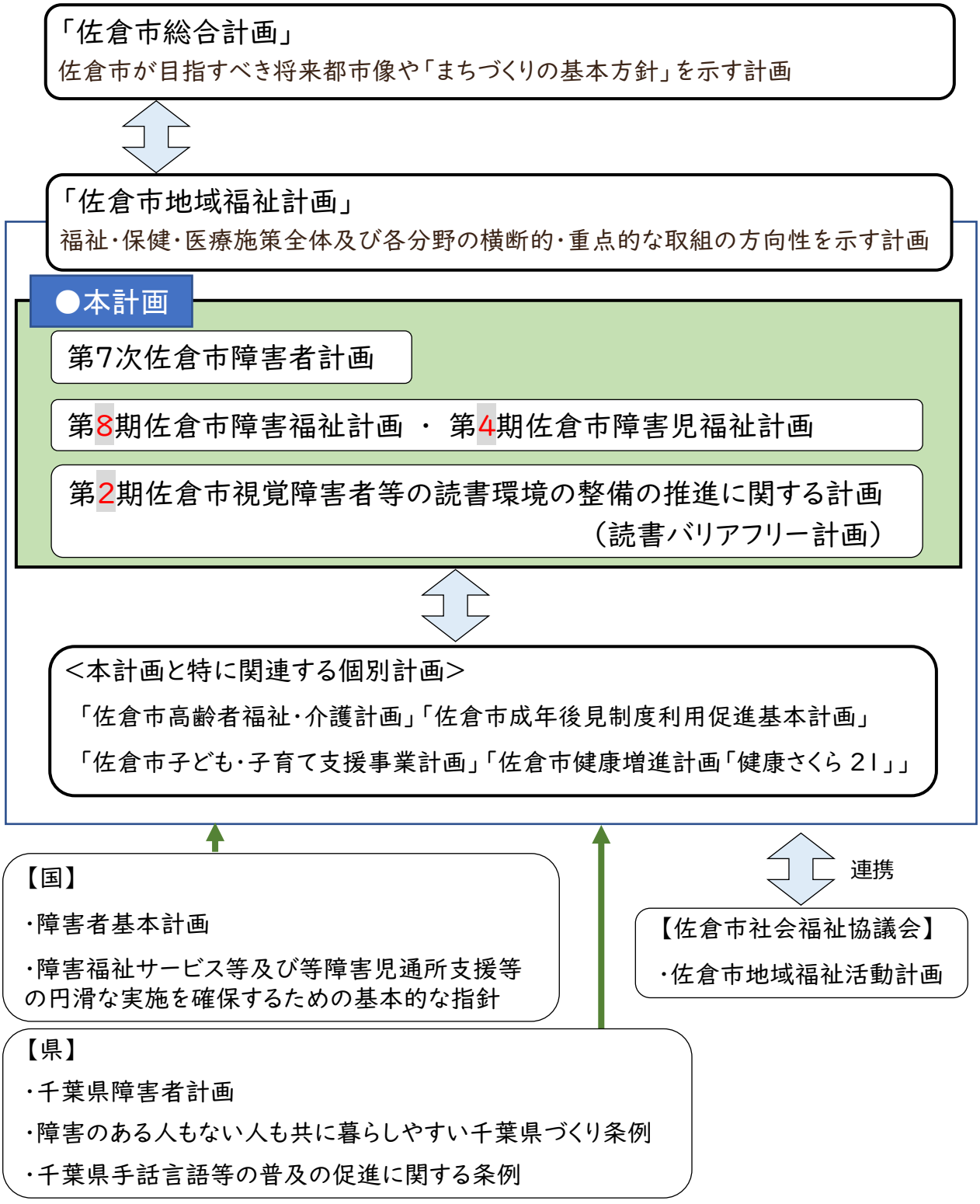
→障害福祉計画と同様の期間で見直しを行うことから、3 年間とします（令和９年度から令和 11 年度）。



[6] 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（改正：令和８年こども家庭庁・厚生労働省告示第４号）

4. 関連計画

本計画に関連する計画と連携・整合を図ります。



5．推進体制

佐倉市障害者総合支援協議会[7]に、本計画の進捗報告を行い、同協議会から意見や評価を受け、翌年度以降の実施内容に反映します。

また、施策の実施による効果は、必要に応じてアンケート調査を実施する等により測定します。

なお、障害者計画は、対象期間中の法改正などを踏まえ、必要に応じて中間見直しを行うものとします。



[7] 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき設置）

第３章　佐倉市の現状と課題

１．障害福祉アンケート調査の概要

障害者の心身の状況、生活の状況やサービスの利用意向等を把握する目的で「令和7年度障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

（調査概要）

① 調査対象者と調査方法

（調査対象者）

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者、
自立支援医療（精神通院）の利用者

（調査方法） 抽出調査（層出抽出法による）

- 各障害者手帳の所持者を母数とし、18歳未満と18歳以上に区分し無作為で抽出
- 調査対象者数　2,500人
（18歳未満122人、18歳以上2,378人）

② 調査期日　令和７年11月21日（金）～12月19日（金）

③ 調査方法　対象者へ調査票を郵送
（回答方法）郵送又はWebによる回答

④ 回答数　回答総数　1,158（46.3%）
うち郵送回答　948（81.9%）
Web回答　210（18.1%）
有効回答　1,105（44.2%）、無効回答 53（集計不可のもの）

（回答内訳）

	人数（※）	構成比	調査対象	有効回答数	回答率
身体障害	4,918	50.2%	1,256	618	49.2%
知的障害	1,196	12.2%	305	169	55.4%
精神障害	2,186	22.3%	558	205	36.7%
自立支援（精神通院）のみ	1,492	15.2%	381	113	29.7%
合　計	9,792	100%	2,500	1,105	44.2%

更新

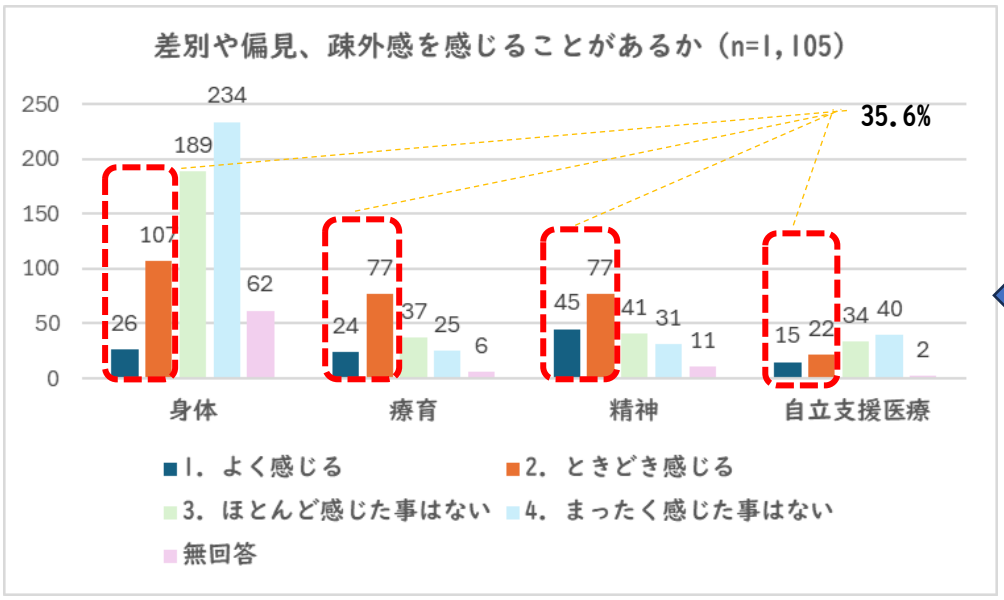
（※）令和7年10月1日現在

2. 障害福祉アンケート調査結果からみる主な課題

（1）障害理解に関する課題

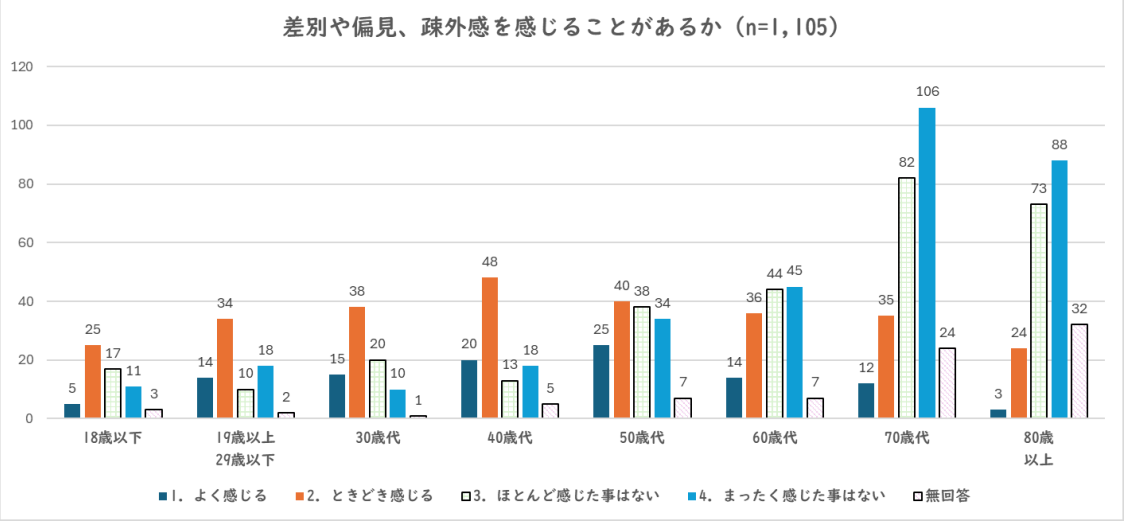
①差別や偏見、疎外感

（障害別）



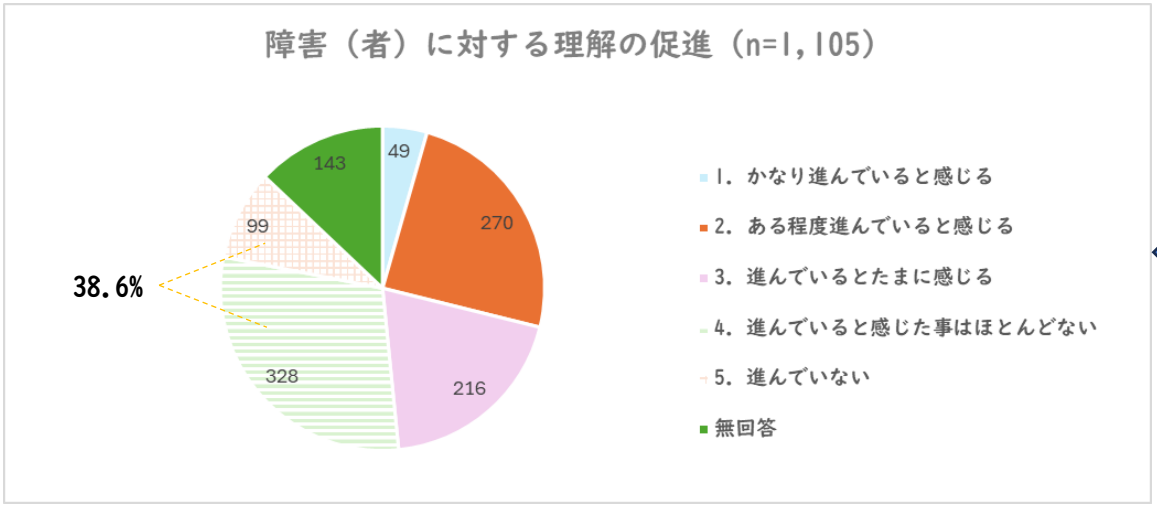
更新

（年齢別）

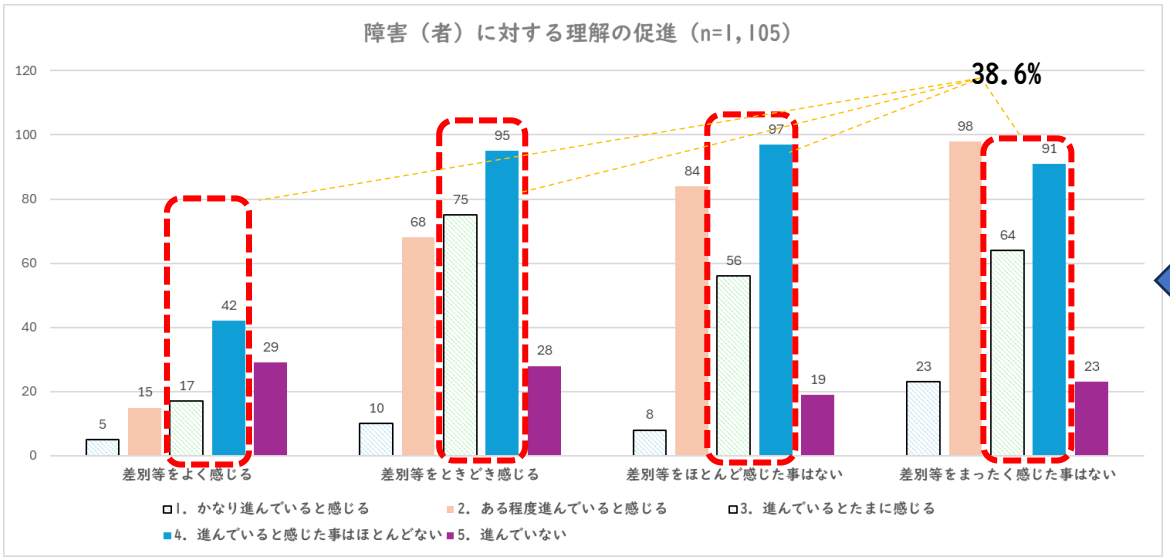


更新

②障害（者）に対する理解の促進（差別等をどの程度感じるか）



更新



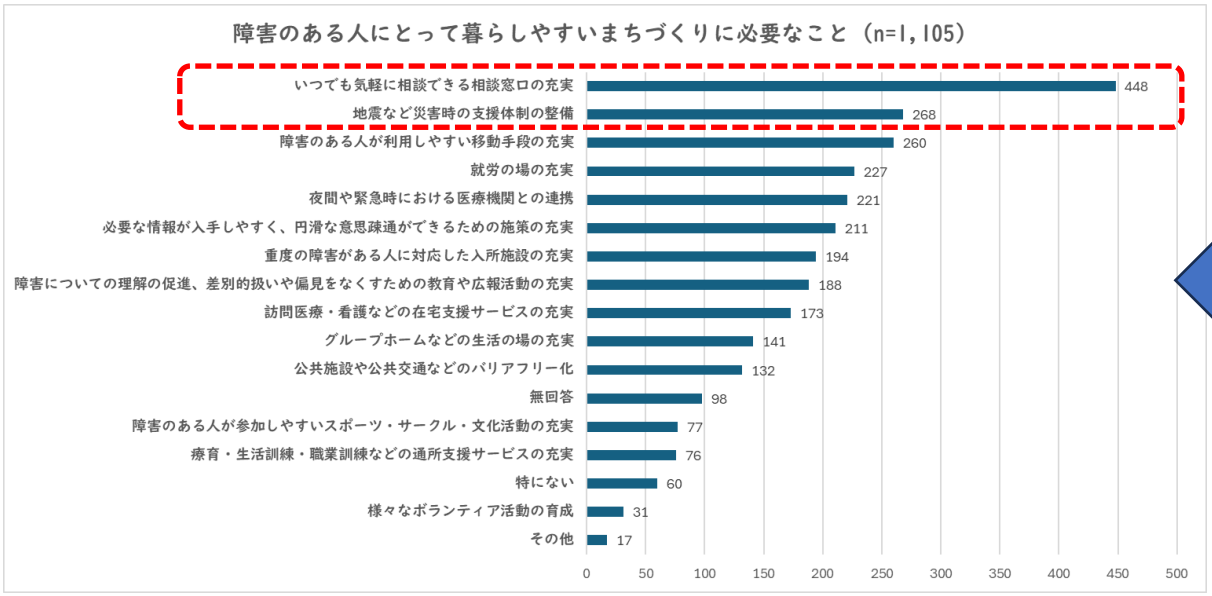
更新

① 「差別等をよく感じる」、「差別等をときどき感じる」と回答した方の合計が35.6%となっています。年齢別にみると、年齢層が上がるにつれて、差別等を感じる割合が少なくなる傾向があります。

② ３年前と比べて「進んでいると感じた事はほとんどない」、「進んでいない」との回答が全体の 38.6%となっています。また、差別等を感じる方は、障害に対する理解が進んでいないとの回答が多い傾向があります。

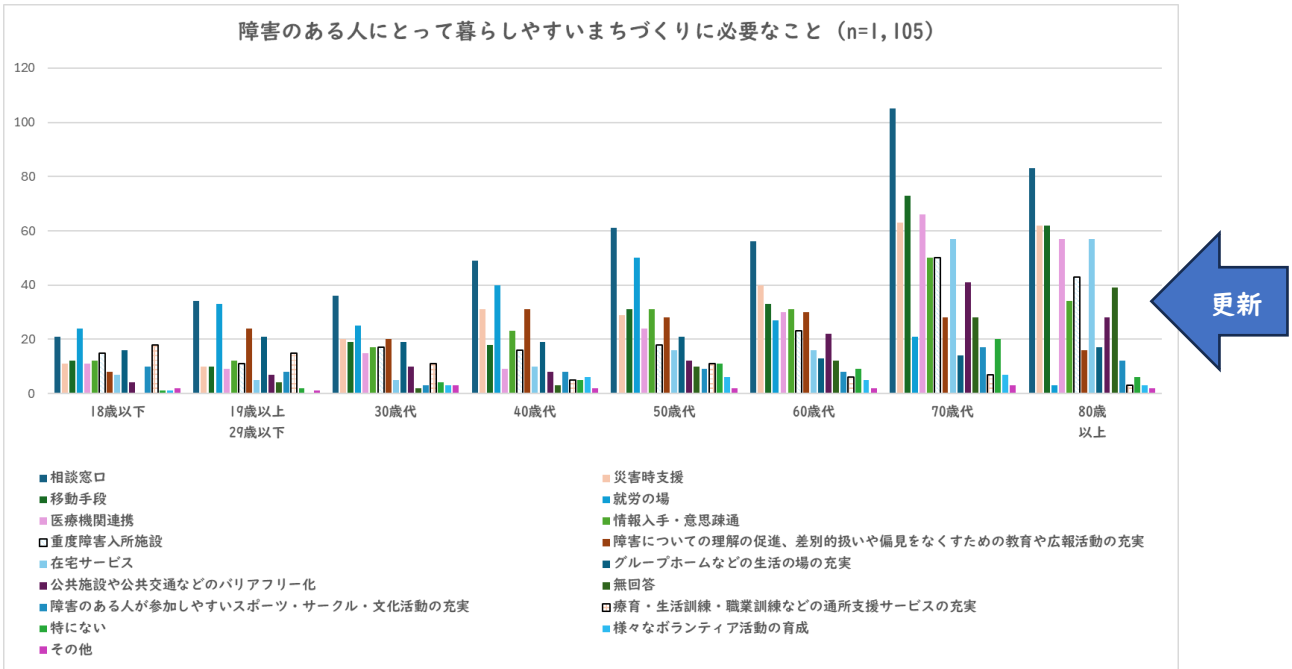
（2）日々の暮らしに関する課題

①障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりに必要なこと



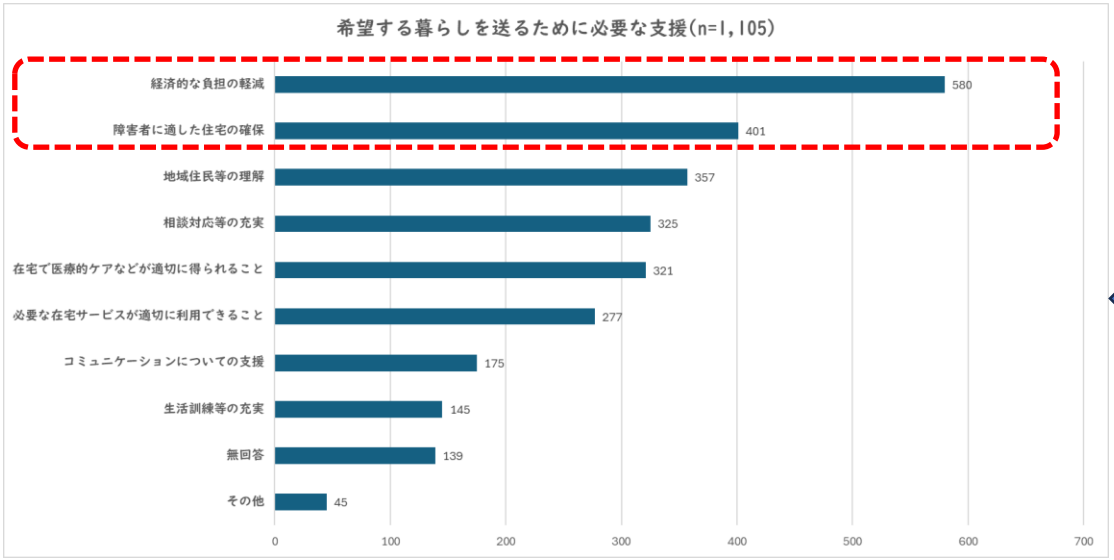
（複数回答あり）

（年齢別）



（複数回答あり）

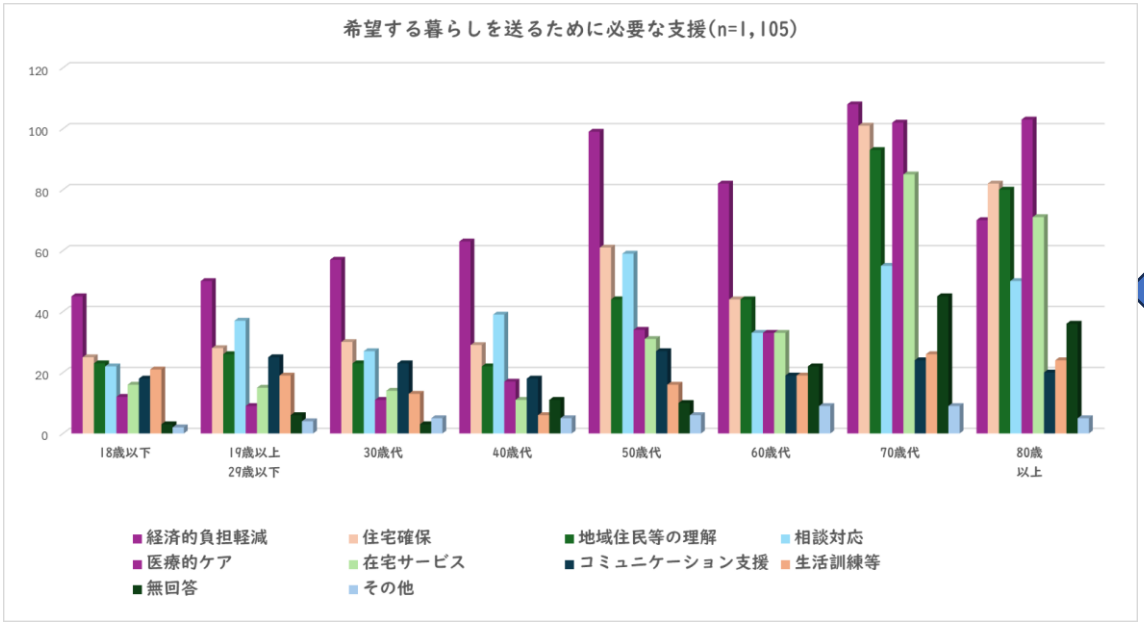
②希望する暮らしを送るために必要な支援



更新

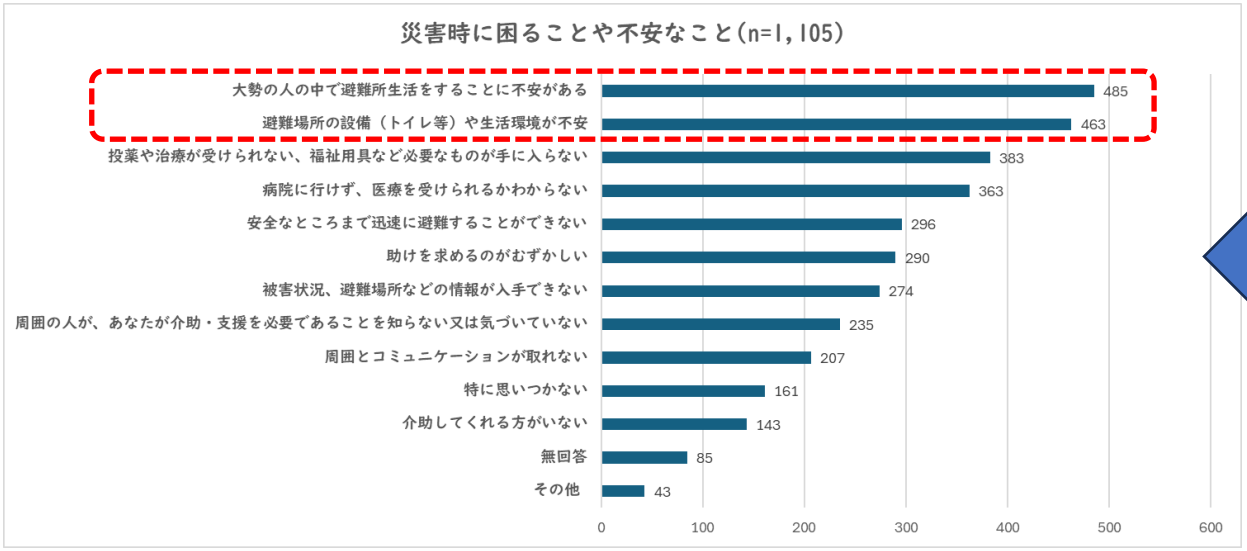
（複数回答あり）

（年齢別）



更新

③ 災害時に困ることや不安なこと



更新

（複数回答あり）

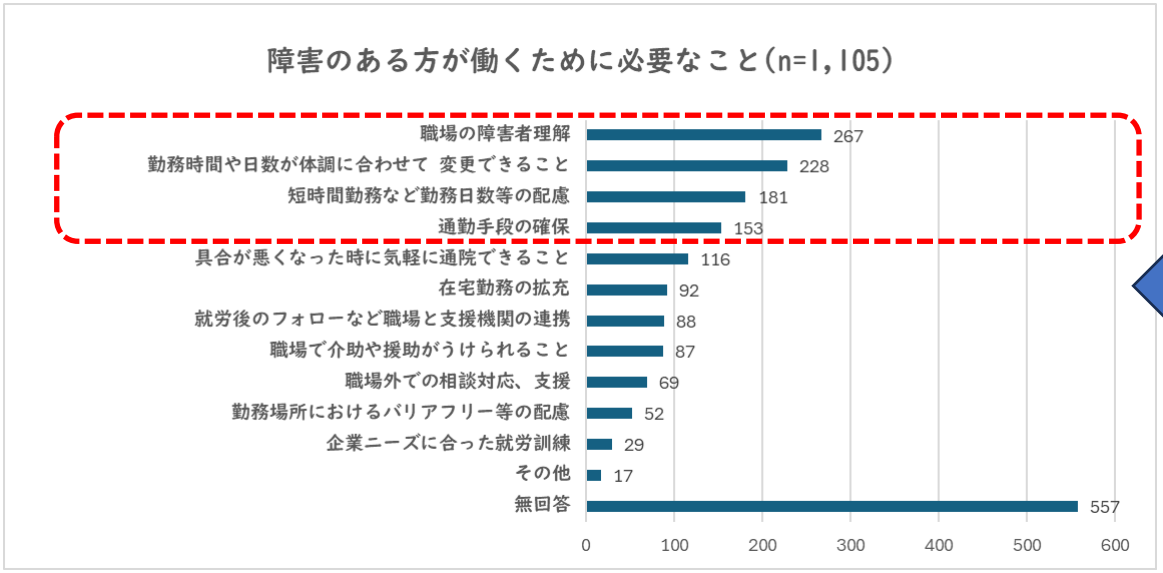
① 障害のある方にとって暮らしやすいまちづくりに必要なことは、「相談窓口の充実」、「災害時の支援体制の整備」が回答の上位となりました。年齢別にみると、50 歳代までは「就労の場の充実」、60 歳代以上は「移動支援の充実」が比較的多くなっています。

② 希望する暮らしを送るために必要な支援は、「経済的な負担の軽減」が最も多い回答でした。年齢別にみると、全年齢を通して「障害者に適した住宅の確保」が多く、70歳代以上は「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」が比較的多くなっています。

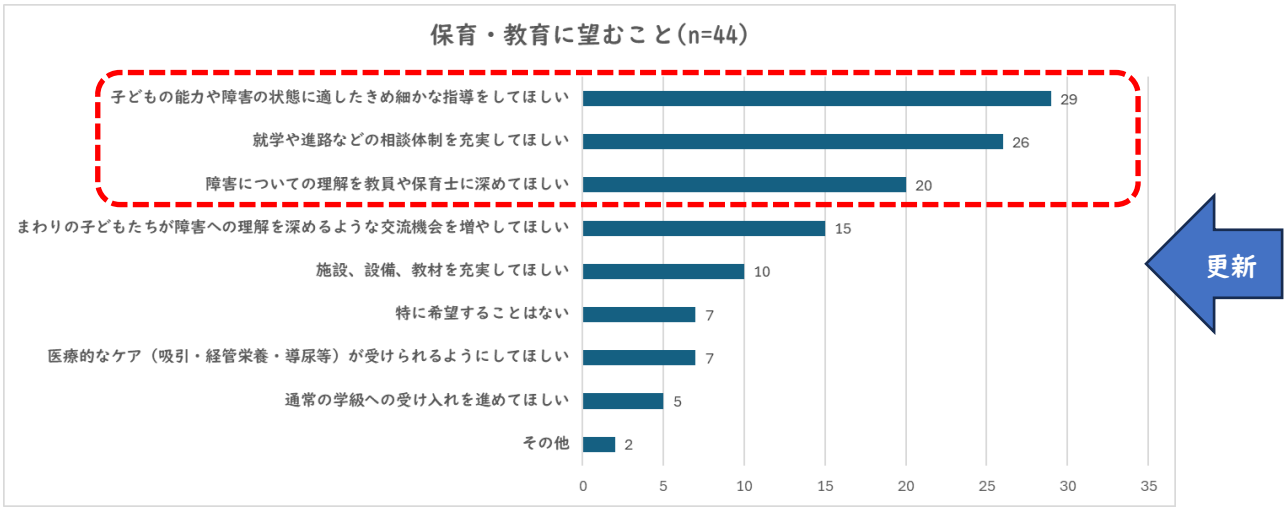
③ 災害時に困ることや不安なことは、「大勢の人の中で避難所生活をすることへの不安」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が比較的多い結果となりました。

(3) 社会参加と自立に関する課題

①障害のある方が働くために必要なこと

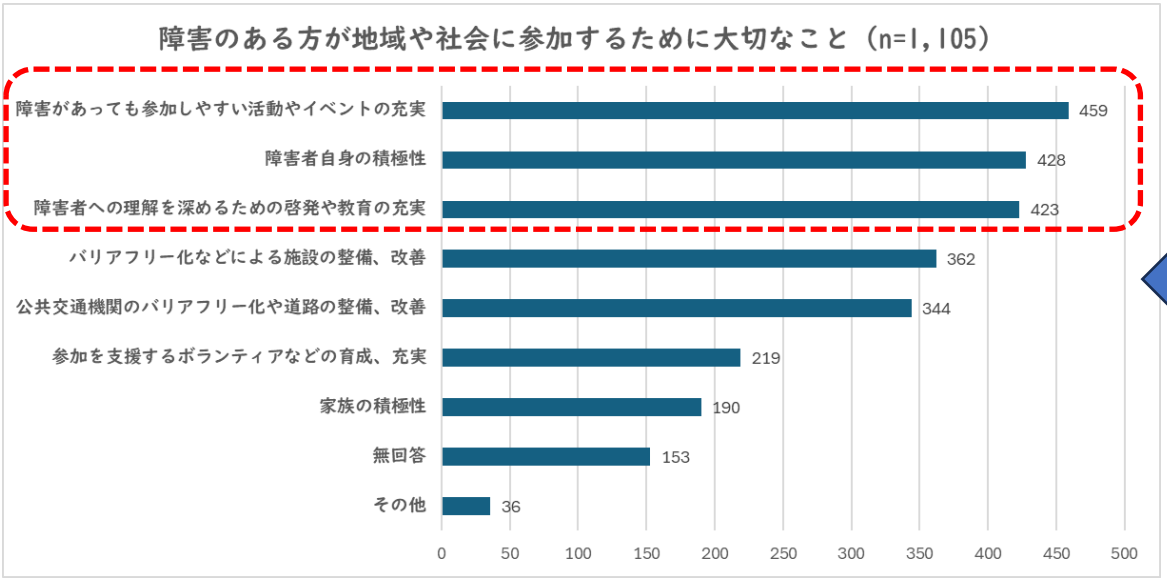


②保育・教育に望むこと



(複数回答あり)

③障害のある方が地域や社会に参加するために大切なこと



（複数回答あり）

① 障害のある方が、働くために必要と感じていることは、「職場における障害理解」や、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」、「短時間勤務など勤務日数等の配慮」、「通勤手段の確保」が、上位の回答となりました。

② 就学前の保育・教育や、学校教育に望むことは、「子どもの能力や障害の状態に適したきめ細かな指導」、「就学や進路への相談体制の充実」、「障害についての理解を教員や保育士に深めてほしい」が上位の結果となりました。

③ 障害のある方が地域や社会に参加するために大切なことは、「参加しやすいイベントの充実」、「障害者自身の積極性」、「障害理解の促進」が上位の回答となりました。

3.佐倉市障害者総合支援協議会（各専門部会）における検討課題

各専門部会では、専門事項や個別課題についての協議等を実施しており、現在の課題は、次のとおりです。

生活支援部会	・相談支援事業所等の連携強化を図り、困難事例の解決に向けた検討等を行う

(課題)

- 医療的ケア児・者[8]が、災害時であっても生活を続けていくために必要な支援等についての検討
- 災害時要支援者等の個別避難計画[9]の作成支援
- 障害福祉サービス事業所間の横のつながりの強化

啓発・権利擁護部会	・障害者の理解促進のための広報活動の充実や、権利擁護の課題の整理・施策の検討等を行う

(課題)

- 障害理解のための効果的な啓発（特に子どもへの啓発）
- 「障害理解の促進」の推進のため、障害者週間等を活用した効果的な啓発、障害のある人とない人が共に活動する場の創出を検討
- 成年後見制度の周知、利用促進
- 障害者虐待防止の推進

[8] 日常生活のために、恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)、経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)などの医療行為が不可欠な人

[9] 避難行動要支援者(高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な人)について、災害時に誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときにどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載した個別の避難計画のこと。令和３年の災害対策基本法の改正により、作成することが市町村の努力義務とされた。

就労支援部会	・就労支援事業所の連携強化を図り、障害者の就労促進や就労支援の仕組みづくりの検討等を行う

(課題)

- 就労系事業所における安定した工賃の支給
- 就労継続支援事業所の利用者の確保
- 一般就労にむけた民間企業等の障害理解が低い

療育支援・教育部会	・障害児・者の早期発見・早期療育を図るための関係機関の連携強化等に資する施策の検討等を行う

(課題)

- 佐倉市ライフサポートファイル[10]の認知度の向上
- 児童発達支援事業所や放課後デイサービス事業所の提供サービスの維持・向上

精神部会	・精神障害者が地域生活に必要な社会資源の拡充や理解促進のための施策の検討等を行う

(課題)

- 住まいの場(グループホーム等)やヘルパー等の社会資源の現状把握ができていない。
- 精神障害に対する地域の理解が低い

[10] 特別な支援や配慮を必要とするお子さんが、乳幼児期から成人期までのライフステージで、途切れることなく一貫した支援を受けることができるよう、成育歴や受けてきた支援内容などを記録して情報共有を行うファイル

第４章　第７次佐倉市障害者計画

１．第６次佐倉市障害者計画の総括

第６次佐倉市障害者計画における主な施策の実施状況、課題は次の表のとおりであり、今後の施策の方向性を整理します。

基本目標１：
「障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり」

主な施策の実施状況
・　令和３年度から障害者週間の啓発事業として、「みんなで知ろう！パラスポーツ！」を開催し、パラスポーツの体験等を通じて、障害理解の促進を図りました。 ・　障害者差別解消法[11]の改正について、事業者への周知を図りました。
課題の整理
・　約40%の障害者が、差別や偏見、疎外感を感じています。（障害福祉アンケートより） ・　約40%の障害者が、３年前と比べて障害理解が進んだと感じていません。（障害福祉アンケートより） ・　近年、障害者虐待の件数が増加しています。

（今後の方向性）

- 障害（者）への理解の促進や障害者差別の禁止については、計画に記載する全ての施策を効果的に進めるための基礎的事項であり、継続的な取組が必要です。
- 障害を理由とする差別の解消に向けた取組は、障害者差別解消支援地域協議会[12]により引き続き推進します。

[11] 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の略称

[12] 障害者差別解消法に基づき市が設置する協議会で、障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携推進、差別の解消に資する効果的な取組等の検討を行う

・　知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害など、外見からは分かりにくい障害についての理解の促進を図ります。

基本目標 2：
「障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり」

主な施策の実施状況
・　「医療的ケア児・者の災害対策検討部会」にて、災害時における課題抽出や検討を進めました。 ・　市内の医療的ケア児・者の実態把握を行いました。 ・　佐倉圏域に相談支援事業所を増設しました。
課題の整理
・　相談支援のより一層の充実が求められています。（障害福祉アンケートより） ・　医療的ケア児・者の生活や災害対策等における支援体制について継続して検討が必要です。 ・　今後新たに利用したい障害福祉サービスの主なものは、居宅介護、短期入所（ショートステイ）、就労移行支援、共同生活援助（グループホーム）です。（障害福祉アンケートより）

（今後の方向性）

・　障害のある方にとって暮らしやすいまちづくりを推進するため、相談支援の充実や希望する地域での生活支援、災害対策の推進等に係る取組を実施します。

基本目標３:
「社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり」

主な施策の実施状況
・　佐倉・産業大博覧会への障害福祉サービス事業所の出店等を通じて、社会参加の機会を創出するとともに福祉的就労を支援しました。 ・　「夢咲くら館」の開館時等に、障害者優先調達推進法による優先調達を推進しました。
課題の整理
・　障害者の就労・雇用のためには、事業者への更なる障害理解の促進が必要です。 ・　障害のある幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向けた取組を支援するという視点から、インクルーシブ教育の推進が必要です。 ・　社会参加のためには、障害者が参加しやすいイベントの実施が求められています。（障害福祉アンケートより） ・　障害の特性によって、情報の取得利用に支障がある場合は、様々な社会参加の活動が制限される可能性があります。

（今後の方向性）

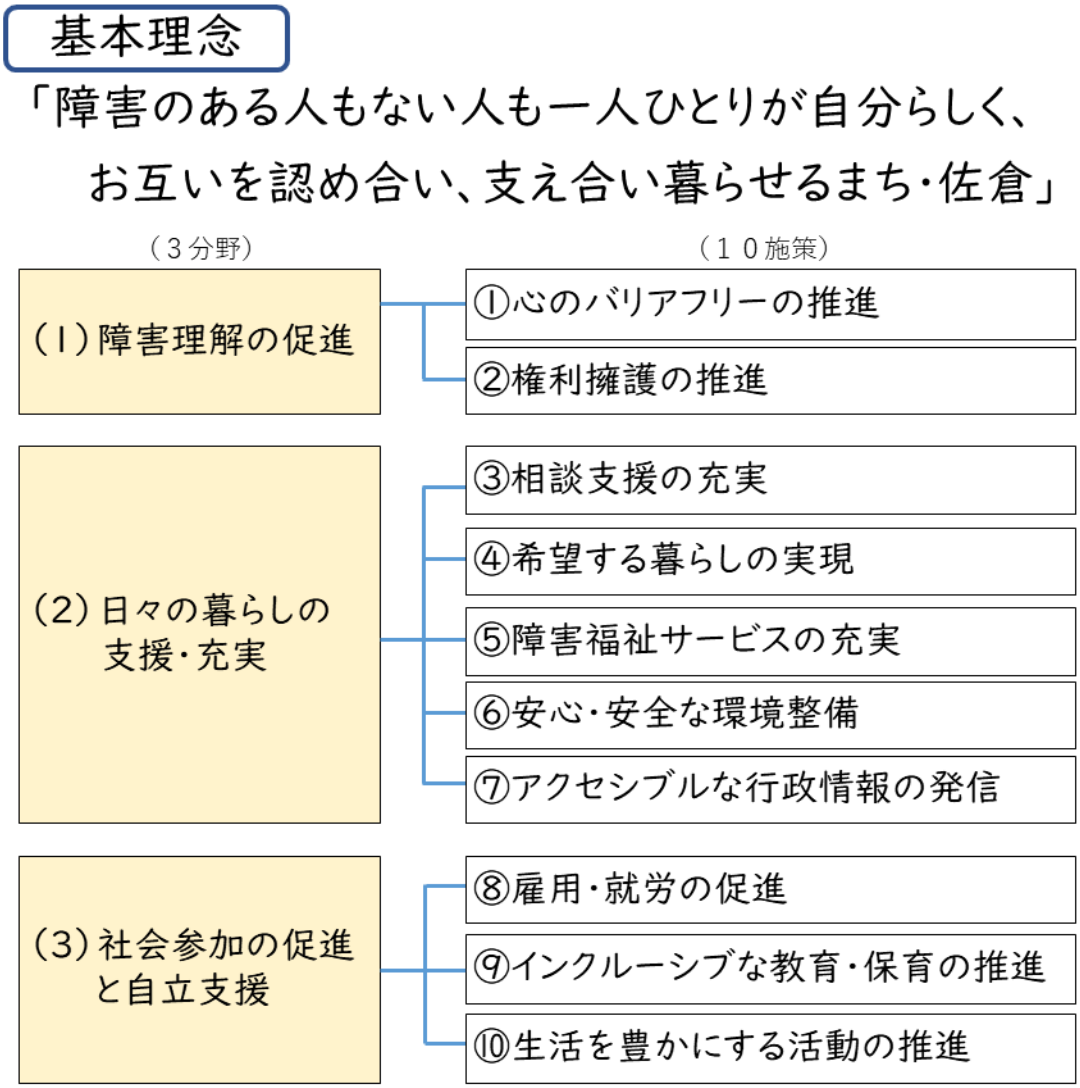
・　社会参加の促進と自立支援を図るため、雇用・就労の促進やインクルーシブ教育の推進、スポーツ・文化活動への参加促進等を実施します。

・　障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえた施策の推進が必要です。

・　手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）の趣旨を踏まえた施策の推進が必要です。

2. 基本理念･施策の体系

本市における現状と課題、これまでの施策の実施を踏まえ、基本理念を掲げ、その実現に向けて、全ての市民に対する障害理解の促進を図るとともに、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送るための支援に係る取組を推進します。



3．施策の内容

３分野における施策の実施は、様々な行政機関や関係機関等と連携をしながら進めていきます。

（1）障害理解の促進

①心のバリアフリーの推進

心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、お互いに理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うことです。

特に知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害など、外見からは分かりにくい障害についての理解の促進を図ります。

また、視覚障害者誘導用ブロック[13]、身体障害者補助犬[14]、手話の習得・使用に関する配慮、障害者用駐車スペース等の周知や障害に関係するマークについても普及啓発を行い、障害の理解につなげます。

	主な事業内容	関係機関等
1	障害者週間などを活用し、障害理解を深めるイベント等を実施します。	障害者総合支援協議会 障害者団体
2	市ホームページや各種リーフレットにて、障害理解や障害福祉サービス等についての周知を図ります。	障害者総合支援協議会 障害福祉サービス事業者

[13] 視覚障害者が足裏の触感覚で認識できるよう、突起を表面につけたもので、視覚障害者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック（プレート）のこと。いわゆる「点字ブロック」のこと

[14] 盲導犬、介助犬及び聴導犬

3	市民（特に小中学校）や関係機関向けに、障害のある当事者を講師とする講演会や研修（障害理解教育）を実施する等により、障害への理解を深めます。	自治人権推進課 教育委員会 障害者団体 社会福祉協議会
4	障害のある人が働きやすい環境を整備するために、啓発、研修や講座等を通して、企業等への障害理解促進を図ります。	障害者総合支援協議会

「心のバリアフリー」を実践するためのポイント[15]

（1）障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル[16]」を理解すること。

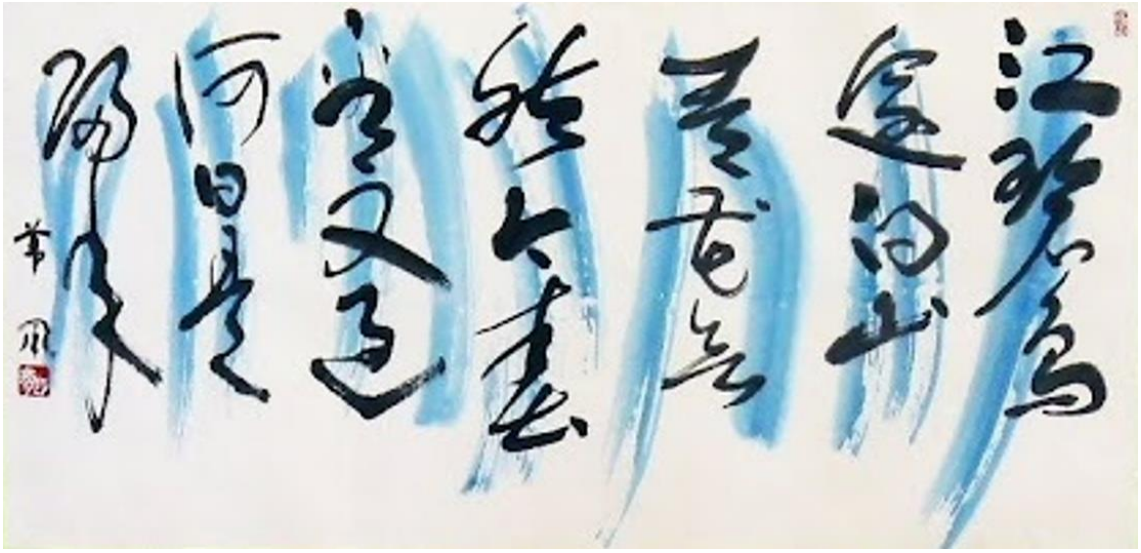
（2）障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。

（3）自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

15　東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」より引用

16 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方（障害者権利条約より引用）

～第13回ふれあいギャラリー（令和６年２月23日～25日）より作品紹介～



「絶句杜甫（書道）」

（作者）　葦風



「ピアノとドラム（絵画）」

（作者）池端　昂



「希望の木（陶芸）」

（作者）小川 光



「みんなでお絵描き（絵画）」

（作者）阿久津 菜美子

②権利擁護の推進

市民・事業者に対し、障害者差別解消法や障害者虐待防止法[17]等について周知を図り、特に意思決定が難しい障害者の権利擁護を進めます。

	主な事業内容	関係機関等
1	障害のある人への差別解消と合理的配慮の提供について、市民や事業者への周知や情報提供を行い、認知度・理解度を高めるよう努めます。	障害者差別解消支援地域協議会 障害者団体
2	障害を理由とする不当な差別的取扱い等に関する相談支援を実施し、差別の解消に努めます。	広域専門指導員（県）[18] 障害者差別解消支援地域協議会
3	成年後見制度の適切な利用を促進し、権利擁護と意思決定支援を実施します。	成年後見支援センター 障害者総合支援協議会
4	障害者虐待の通報義務の周知や、障害福祉サービス事業所の虐待防止の取組を支援し、虐待の防止及び早期発見に努めます。	障害者総合支援協議会 障害福祉サービス事業者

17 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の略称

18 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」により、障害者の差別に関する個別相談に対応する千葉県が設置する専門相談員のこと

（参考）日常生活自立支援事業について

軽度の認知症や障害等により、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理について支援を受けたい方が、社会福祉協議会と契約を締結して利用するサービス（有料）

【主なサービス内容】

- 福祉サービスの利用援助
 （福祉サービスに関する情報提供、助言など）
- 財産管理サービス（預貯金の出し入れ、公共料金の支払いなど）
- 財産保全サービス（実印や契約書類のお預かりなど）

日常生活自立支援事業を利用するためには、契約内容を理解し、利用する意思が必要となります。

利用後に判断能力が著しく低下した場合は、成年後見制度を利用するなど、本人の状況に応じて、両制度を適切に利用することにより、本人の権利擁護を図ります。

(2) 日々の暮らしの支援・充実

③相談支援の充実

障害者等から市役所や相談支援事業所等の相談窓口に寄せられる相談内容は、複雑化・多様化しており、施策分野の横断的かつ包括的な連携を図り、相談支援体制を充実させます。

	主な事業内容	関係機関等
1	身近な地域で、障害全般に係る相談や、増加傾向にある精神障害に対応した相談に係る支援体制を確保します。	相談支援事業所
2	基幹相談支援センター[19]を中心に、地域の相談支援体制の強化を図ります。	基幹相談支援センター
3	福祉分野の相談窓口等と連携し、相談機関のネットワークを強化します。	地域包括支援センター 保健センター こども家庭課 くらしサポートセンター佐倉 (生活困窮者自立相談支援窓口) 成年後見支援センター 社会福祉協議会
4	当事者のピアサポート[20]等により、地域での相談力の向上を支援します。	障害者団体

[19] 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、障害全般に係る相談支援に加え、専門的な相談支援や、地域の相談支援体制の強化の取組等を実施

[20] 障害者自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動

④希望する暮らしの実現

地域生活支援拠点等の整備を推進し、施設や病院等から地域での生活に移行できるよう体制整備を図ることにより、障害者がそれぞれの地域で希望する地域生活を営むことができるように支援します。

	主な事業内容	関係機関等
1	地域生活支援拠点等の機能（面的整備）を担う事業者を確保するとともに、コーディネーターの配置など機能の充実を図ります。	相談支援事業所 障害福祉サービス事業者
2	住宅確保要配慮者[21]について、公営住宅やセーフティネット住宅[22]等の活用により、住宅の確保を推進します。	住宅課 住宅確保要配慮者居住支援法人[23]
3	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム[24]」の構築に向けた取組として住まいの確保と居住支援の充実を図ります。	障害者総合支援協議会

[21] 高齢者や障害者などの住宅の確保に特に配慮を必要とする方

[22] 高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない賃貸住宅

[23] 住宅確保要配慮者に対し支援業務を行う法人として、千葉県知事の指定を受けた法人

[24] 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステム

（参考）佐倉市の地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに地域移行を進めるために、地域生活において障害者等やその家族の緊急事態等に対応を図るもので大きく2つの目的をもちます。

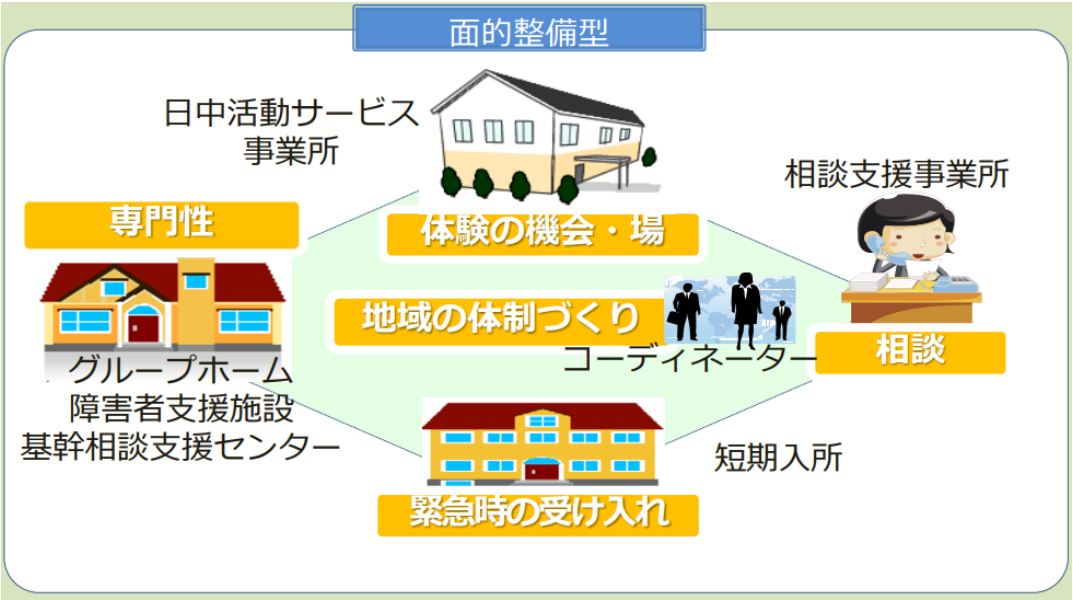
① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

② 体験の機会を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行を支援する体制の整備

上記の目的を果たし、地域生活支援拠点等の充実のため次の機能の整備を併せて進めます。

- 相談機能（緊急の事態等に必要なサービスについて相談する機能）
- 専門的人材の確保（専門的対応の体制確保、人材の養成）
- 地域の体制づくり（地域の社会資源の連携体制の構築）

本市では、地域にある複数の支援機関が機能を分担しながら整備する「面的整備」方式により支援体制を構築します。



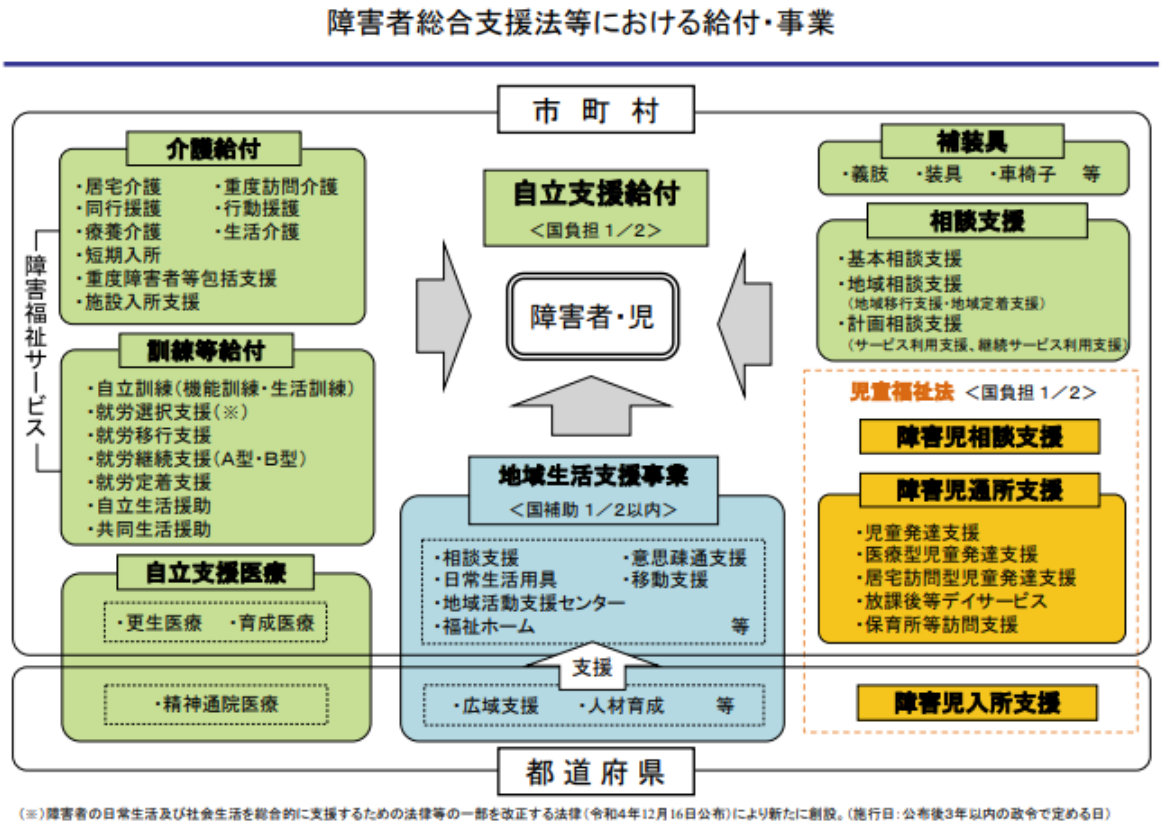
⑤障害福祉サービスの充実

個々の障害児・者のニーズに対応し、就労支援など地域移行にも対応できる障害福祉サービス等の量的充実を図るとともに、意思決定の支援等を通じて、サービスの質を向上します。

また、障害福祉サービス等の利用状況に応じ、ニーズに合ったサービスの導入についての検討を行い、サービスの充実を図ります。

	主な事業内容	関係機関等
1	障害者総合支援協議会の専門部会や児童発達支援センターが中心となり、事業者間の連携を深め、質の向上を図ります。	障害者総合支援協議会 児童発達支援センター
2	質の高い障害福祉サービスなどの提供体制を確保するとともに、市民のニーズに合ったサービスのあり方についての検討を行います。	障害者総合支援協議会
3	ライフサポートファイルの活用により、ライフステージで途切れることのない一貫した支援体制を構築します。	障害者総合支援協議会 療育支援コーディネーター

（参考）障害者総合支援法等におけるサービス



（※）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年12月16日公布）により新たに創設。（施行日：公布後3年以内の政令で定める日）

⑥安心・安全な環境整備

障害者が安心し、安全に生活できる住環境等の整備を推進するとともに、障害特性に配慮した災害対策を推進し、地域での備えを強化します。

	主な事業内容	関係機関等
1	避難行動要支援者名簿登載者に対する災害対応や、個別避難計画の策定を推進すること等により、防災対策を強化します。	社会福祉課 危機管理課 自治会等
2	バリアフリー法[25]や千葉県福祉のまちづくり条例に基づくまちづくりを推進します。 ・視覚障害者誘導用ブロックの整備 ・学校施設のバリアフリー化 など	道路建設課 教育委員会
3	緊急通報が困難な方の支援ツールを周知し、その利用を促進します。 ・NET119 緊急通報システム[26] ・FAX119・メール 119[27] ・電話リレーサービス[28]	ちば消防共同指令センター

[25] 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称

[26] 障害により音声による 119 番通報が困難な方が、スマートフォンやタブレット端末等からインターネットを使って音声によらずに 119 番通報ができるシステム

[27] 障害により音声による 119 番通報が困難な方が、ファクスやメールにより 119 番通報ができるシステム

[28] 聴覚や発話に困難のある人と聞こえる人との会話を、通訳オペレータによる通訳（手話、文字等）により、電話で即時双方向につながることができるサービス

⑦アクセシブルな行政情報の発信

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、情報取得や意思疎通が難しい方にわかりやすい行政情報の提供、利用しやすい申請手続の環境整備を進めます。

	主な事業内容	関係機関等
1	窓口サービスのアクセシビリティの向上を進めます。 ・コミュニケーション支援ボードの導入 ・手話通訳や要約筆記（筆談対応）の確保 ・必要な配慮等に関する職員研修	（市役所内） 市民を対象にした窓口
2	行政情報について、必要に応じて音声コードの添付や字幕の付与などの情報提供を推進します。	市役所内全所属
3	市ホームページや様々な媒体を使った情報発信において、アクセシビリティの向上に努めます。	広報課 市役所内全所属
4	本計画のわかりやすい概要版を作成します。	当事者団体 障害福祉サービス事業者

（3）社会参加の促進と自立支援

⑧就労・雇用の促進

近年、就労系のサービス利用者が増加傾向にあります。今後もニーズの増加が見込まれることから、就労意欲のある障害者がその適性に応じた多様な就業機会の確保に努めます。

	主な事業内容	関係機関等
1	就労系事業所の受注機会の拡大を推進し、工賃水準の改善に取り組みます。	障害者総合支援協議会
2	障害者雇用に積極的な事業所の表彰を行う等により、障害者雇用の周知と促進を図ります。	商工振興課
3	障害者優先調達推進法による物品等の調達を推進します。	障害福祉サービス事業所
4	特別支援学校と連携し、卒業後の就労支援を行います。	特別支援学校
5	佐倉市役所でのチャレンジ雇用[29]を推進します。	人事課

[29] 各府省・各地方公共団体において知的障害者等を雇用し、1～3年の業務の経験を積んだ後、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職の実現を図ることを目的とする。（佐倉市役所における雇用は最長２年）

⑨インクルーシブな教育・保育の推進

インクルーシブ教育システム[30]の推進により、障害のある幼児・児童・生徒が最適な教育を受ける事ができる環境整備を進めます。

	主な事業内容	関係機関等
1	保育園等[31]や小中学校における医療的ケア児の受入体制を整備します。	こども保育課 教育委員会
2	児童発達支援センターを中心に、地域の保育園等との連携を図り、通園・通学を支援します。	児童発達支援センター こども保育課
3	保育園等や小中学校における合理的配慮の提供により、支援が必要な子が可能な限り共に教育・保育を受けることのできる環境を整備します。	こども保育課 教育委員会 障害者総合支援協議会

30 「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」（障害者権利条約より）

31 幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業、学童保育所等の施設

⑩生活を豊かにする活動の推進

障害の有無に関わらず、スポーツや文化活動等の充実は、生活と気持ちを豊かにします。

視覚障害者等の情報へのアクセス保障や読書機会の増加は、教育や就労、文化活動につながり自立を大きく促進することから、当事者の意見を聴きながら読書環境の整備を進めます。

また、本市が実施する事業以外の様々な活動をしている団体等の情報は、社会活動の選択肢が広がるきっかけになることが期待されることから、その情報提供を進めます。

	主な事業内容	関係機関等
1	読書バリアフリー法の趣旨に基づき、視覚障害者等[32]の図書館利用やインターネットを利用したサービスの提供等を推進します。	市内図書館
2	スポーツや文化活動を促進するため、様々な支援や活動を行う主体についての情報を収集し、情報発信を行います。	市役所内関係所属
3	市内障害者団体の周知に努め、その活動を支援します。	障害者団体
4	障害者の生涯学習を推進し、障害のある方が地域とのつながりを深め、継続的に学び続けられる環境整備を支援します。	障害者総合支援協議会

[32] 視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害のため、視覚による表現の認識が困難な者

佐倉市障がい者団体等連絡会 の活動紹介

①まちのバリア点検会

（目的）

障害のある人もない人も誰もが住みよいまちにするために、障害者自身の目で、市内にあるバリアを点検・評価し、今後のまちづくりに資することを目指します。





②ちゃれんじどフィットネスクラブ（佐倉市手をつなぐ育成会）

（目的）

順天堂大学と連携して、障害児・者の健康・体力づくりに取り組み、家族間の交流や情報交換の場にもなっています。





第５章　第８期佐倉市障害福祉計画

１．第7期佐倉市障害福祉計画の総括

（１）障害福祉サービス等や障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標の達成状況

	成果目標	目標の達成状況と現状
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	・地域生活への移行者数は目標値には達しておりませんが、増加傾向です。 ・施設入所者数は、退所者がいる一方で入所者もあり、横ばいの傾向です。
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場について、年4回開催し、構築についての検討を行いました。 （障害者総合支援協議会の専門部会）
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	・地域生活支援拠点等について市ガイドラインを基に令和８年度に整備を開始し、今後運営委員会の開催を予定しています。 ・強度行動障害を有する者について、毎年度調査し、把握に努めました。
4	福祉施設から一般就労への移行等	一般就労への移行者数は目標値を上回り、就労継続支援事業所等の利用者数も増加しています。
5	障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターが、幼稚園・保育所等と連携し、障害児の受入を支援する回数は、目標値を大きく上回り、重度心身障害児を支援する施設数も目標値を達成しました。
6	相談支援体制の充実・強化等	市内５圏域ごとに相談支援事業所を設置し、相談支援を実施しました。

		また、相談支援事業所連絡会を年８回開催し、困難事例の共有等、連携を図るとともに体制強化に努めています。

（2）第Ⅰ期佐倉市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画に係る目標の達成状況

・視覚障害者等サービス利用登録の周知を図り、目標値には達しませんでしたが、利用登録者の増加を図りました。
・また、点字図書や大活字本、LL ブック等のアクセシブルな書籍の充実を図り、目標値を概ね達成しました。

2. 計画に定める内容

（1）成果目標

①障害福祉サービス等[33]や障害児通所支援等[34]の提供体制の確保に係る目標

②第2期佐倉市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画に係る目標

（2）活動指標

①障害福祉サービス等や障害児通所支援等の成果目標を達成するための活動指標（量の見込み）

②第2期佐倉市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画にかかる成果目標を達成するための量の見込み

[33] 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業のこと

[34] 障害児通所支援、障害児相談支援のこと

（1）成果目標

①障害福祉サービス等や障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

(ア) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(イ) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(ウ) 地域生活支援の充実

(エ) 福祉施設から一般就労への移行等

(オ) 障害児支援の提供体制の整備等

(カ) 相談支援体制の充実・強化等

（ア） 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値の考え方	目標値
地域生活への移行	令和7年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行 120人×(6%)	7 人
施設入所者数の削減	令和7年度末時点の施設入所者数から5%以上削減 120人×5%	7人

（イ） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値の考え方	目標値
精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築	保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	年４回
心のサポーター数	心のサポーター養成研修の開催回数	年1回

（参考）
長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の整備により、地域生活への移行が可能とされており、本市では令和８年度末までに 30 人の地域移行が可能な人数と県により推計されています。

（ウ） 地域生活支援の充実

項目	目標値の考え方	目標値
地域生活支援拠点等の充実	地域生活支援拠点等の実績を踏まえ運用状況を検証・検討する	年１回
強度行動障害を有する者の把握	強度行動障害者の状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める	

（エ） 福祉施設から一般就労への移行等

項目		目標値の考え方	目標値
一般就労への移行者数（令和11年度中）		令和6年度の一般就労への移行実績56人×1.31	73人
	就労移行支援事業	令和6年度の一般就労への移行実績35人×1.14	40人
	就労継続支援A型事業	令和6年度の一般就労への移行実績17人×1.52	26人
	就労継続支援B型事業	令和6年度の一般就労への移行実績4人×1.67	7人
就労移行支援利用者の一般就労の移行率		就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労に移行した割合が50%以上の事業所が全事業所に占める割合	50%以上
就労定着支援事業利用者数		令和6年度の利用実績者70人×1.47倍	103人
就労定着支援事業の就労定着率		就労定着率が70%以上の事業所が全事業所に占める割合	25%以上

（オ）障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標値の考え方	目標値
障害児の地域社会への参加を推進する体制整備	児童発達支援センターが、幼稚園・保育所等と連携し、障害児の受入を支援する回数	年30回以上

	保育、子育て支援、教育等の連携による協議の場の開催回数	年１回以上
重症心身障害児の支援体制の整備	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	５か所以上
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	６か所以上
医療的ケア児の支援体制の整備	医療的ケア児等に関するコーディネーターを含めた関係機関で支援についての協議を行う（障害者総合支援協議会の専門部会による検討）	年４回以上

（カ）相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値の考え方	目標値
地域の相談支援体制の強化	障害者相談支援事業所連絡会[35]の開催回数	８回

②第１期佐倉市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画に係る目標

（現状）

[35] 市が委託する相談支援事業所（５か所）で構成する連絡会

・　視覚障害者等サービス[36]の利用登録者は、9人です。（令和7年度末現在）

・　現在、点字図書や大活字本、LL ブック等のアクセシブルな書籍の貸出数は減少傾向にあります。令和 7 年度末 8,919 点

項目	目標値の考え方	目標値
視覚障害者等サービス利用登録者数	登録者数を増加する	17人
アクセシブルな書籍等の貸出数	点字図書や大活字本、LLブック等のアクセシブルな書籍の貸出数の維持	9,000点

（2）活動指標

成果目標を達成するために必要な活動指標（量の見込み）を定めます。

[36] 視覚障害やその他の障害により、視覚による表現の認識が困難な人を対象にした録音資料の貸出、点字資料の貸出、対面朗読のサービス

サービス等の量の見込量については、対象期間中においても大きな社会情勢の変化等がある場合は、必要に応じて見直しを行います。

①障害福祉サービス等や障害児通所支援等の成果目標を達成するための活動指標（量の見込み）

障害者総合支援法によるサービス

A 障害福祉サービス

ア 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが家庭を訪問して、身体介護や食事などの介助を行う
重度訪問介護	常に介護を要する重い障害がある方に、自宅で入浴や排せつ、食事の介助や外出時の移動の補助などを行う
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行う
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動する時に必要な介助や、外出時の移動の補助などを行う
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い障害者の方に、居宅介護などを包括的に提供する

【現状と課題】

・ 令和4年度から令和7年度の4年間で、居宅介護の利用者が 29%増加しています。

・ 重度訪問介護は、利用者数及び 1 人あたりの利用時間数が増加傾向にあり、特に介護保険と併用するケースが増加しています。

・ 障害者の高齢化等により、利用者は増加傾向となる見込みです。一方で、利用者が希望する支援時間数を確保しづらい状況となっています。

【今後の方針】

・ 相談支援事業所等と連携し、居宅サービスの利用を希望される方へ適切な支援を行います。

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第7期	第8期		
			令和7(2025)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
居宅介護	延時間／月	計画値	3,880	4,366	4,384	4,401
		実績値	3,796	-	-	-
	実人数／月	計画値	235	232	233	234
		実績値	229	-	-	-
重度訪問介護	延時間／月	計画値	1,100	2,597	2,608	2,618
		実績値	2,558	-	-	-
	実人数／月	計画値	4	7	7	7
		実績値	7	-	-	-
同行援護	延時間／月	計画値	590	665	685	706
		実績値	623	-	-	-
	実人数／月	計画値	26	25	26	27
		実績値	24	-	-	-
行動援護	延時間／月	計画値	125	111	111	111
		実績値	105	-	-	-
	実人数／月	計画値	7	8	8	8
		実績値	8	-	-	-
重度障害者等包括支援	延時間／月	計画値	0	0	0	0
		実績値	0	-	-	-
	実人数／月	計画値	0	0	0	0
		実績値	0	-	-	-

更新

イ 日中活動系サービス

サービス名	内容
短期入所 **（ショートステイ）**	在宅の障害者（児）を介護する方が病気などの場合に、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行う
療養介護	医療が必要な方で常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供する
生活介護	常に介護を必要とする方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する
自立訓練 **(機能訓練、生活訓練)**	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う

【現状と課題】

・ 短期入所は、利用ニーズが高い一方で、提供する事業者が少ないため、利用実績が伸びない傾向にあります。

・ 生活介護の利用者は、利用者が多くニーズも高い状態が続いています。

【今後の方針】

・ 短期入所の今後のニーズを細かく把握し、共生型サービス等の推進など多様な事業所の参入を促します。

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第7期	第8期		
			令和7(2025)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
短期入所(福祉型)	延日数／月	計画値	456	578	667	770
		実績値	517	-	-	-
	実人数／月	計画値	38	52	60	69
		実績値	49	-	-	-
		実績値	2	-	-	-
短期入所(医療型)	延日数／月	計画値	15	17	18	20
		実績値	34	-	-	-
	実人数／月	計画値	3	2	2	3
		実績値	2	-	-	-
重度障害者の短期入所(福祉型)	実人数／月	計画値	2	35	40	46
		実績値	35	-	-	-
重度障害者の短期入所(医療型)	実人数／月	計画値	2	2	2	2
		実績値	2	-	-	-
療養介護	実人数／月	計画値	20	21	21	21
		実績値	19	-	-	-
生活介護	延日数／月	計画値	6,190	6,205	6,223	6,242
		実績値	6,130	-	-	-
	実人数／月	計画値	306	298	299	300
		実績値	298	-	-	-
重度障害者の生活介護	実人数／月	計画値	101	229	231	233
		実績値	227	-	-	-
自立訓練(機能訓練)	延日数／月	計画値	40	40	40	40
		実績値	36	-	-	-
	実人数／月	計画値	2	1	1	1
		実績値	1	-	-	-
自立訓練(生活訓練)	延日数／月	計画値	228	244	251	257
		実績値	238	-	-	-
	実人数／月	計画値	20	19	20	21
		実績値	14	-	-	-
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	実人数／月	計画値	19	14	15	16
		実績値	14	-	-	-

更新

精神障害者の短期入所(福祉型)	実人数／月	計画値	－	4	5	6
		実績値	4	－	－	－
精神障害者の短期入所(医療型)	実人数／月	計画値	－	2	2	3
		実績値	0	－	－	－

ウ 就労系サービス

サービス名	内容
就労選択支援	就労を希望または継続する本人と協同で就労アセスメントを実施し、本人の希望や適性に合った就労先の選択を支援する
就労移行支援	一般企業や在宅での就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行う
就労継続支援（A 型、B 型）	一般就労が困難な方に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行う

【現状と課題】

- 就労継続支援事業所の利用者が伸びており、特に A 型の利用者は、令和4年度から令和7年度の4年間で 2 倍以上増加しました。
- 事業者も増加しており、事業所により様々な特徴があり利用者の選択肢が増えています。また、サービス量は確保できている状態にあります。

【今後の方針】

- 関係機関と連携し、障害のある方の就労に関する希望や能力に合った適切なサービスの支給に努めます。

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第7期	第8期		
			令和7(2025)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
就労選択支援	実人数／月	計画値	7	3	5	7
		実績値	2	-	-	-
就労移行支援	延日数／月	計画値	1,344	1,167	1,192	1,217
		実績値	1,143	-	-	-
	実人数／月	計画値	76	68	70	71
		実績値	67	-	-	-
就労継続支援A型	延日数／月	計画値	2,419	2,861	2,890	2,919
		実績値	2,833	-	-	-
	実人数／月	計画値	135	152	153	155
		実績値	150	-	-	-
就労継続支援B型	延日数／月	計画値	4,913	6,192	6,254	6,317
		実績値	6,092	-	-	-
	実人数／月	計画値	302	370	373	377
		実績値	361	-	-	-
就労定着支援	実人数／月	計画値	35	57	63	69
		実績値	53	-	-	-

更新

エ 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行うサービス
施設入所支援	施設に入所する障害者に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービス
共同生活援助（グループホーム）	就労もしくは就労継続支援などの日中活動を利用している方が共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行うサービス

【現状と課題】

- 共同生活援助（グループホーム）は事業所数が増えており、令和4年度から令和7年度の4年間で、入居者も約60%増加しています。
- 共同生活援助（グループホーム）は、今後も地域移行の取組の推進により、ニーズが高い傾向が続くと思われます。
- 施設入所者数は概ね横ばいの状況です。

【今後の方針】

- 共同生活援助のうち、特に日中サービス支援型[37]のニーズの高まりに注視します。

[37] 障害の重度化・高度化に対応するために創設されたグループホームで、家事等の日常生活上の援助や介護について常時の支援を提供するサービス（その他、夜間や休日に支援を行う、「介護サービス包括型」と「外部サービス利用型」の類型がある。）

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第7期	第8期		
			令和7(2025)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
自立生活援助	実人数／月	計画値	1	1	2	3
		実績値	2	－	－	－
施設入所支援	実人数／月	計画値	121	111	111	111
		実績値	119	－	－	－
共同生活援助	実人数／月	計画値	235	310	335	361
		実績値	286	－	－	－
精神障害者の自立生活援助	実人数／月	計画値	1	1	1	1
		実績値	1	－	－	－
精神障害者の共同生活援助	実人数／月	計画値	95	123	131	140
		実績値	116	－	－	－
重度障害者の共同生活援助	実人数／月	計画値	16	98	111	125
		実績値	76	－	－	－

更新

オ 相談支援・地域移行サービス

サービス名	内容
計画相談支援	障害者（児）の障害福祉サービスに利用に向けて、サービス等利用計画案の作成、障害福祉サービス事業者との調整、利用状況の検証（モニタリング）等を行う
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う

【現状と課題】

・ 入所施設の退所を検討する人が少なく、地域移行支援の利用が少ない状況です。

・ 就労系サービスやグループホームの利用者増などサービスの利用者が増加していることに対応するため、市の委託により相談支援事業所を５か所整備しています。

【今後の方針】

・ 地域移行を希望される方が、退所・退院後の本人の生活に合ったサービスを利用しながら、地域で安心して暮らせるように関係機関と連携し支援を行います。

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第7期	第8期		
			令和7(2025)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
計画相談支援	実人数／月	計画値	136	194	207	221
		実績値	173	－	－	－
地域移行支援	実人数／月	計画値	1	1	2	3
		実績値	1	－	－	－
地域定着支援	実人数／月	計画値	1	1	1	1
		実績値	0	－	－	－
精神障害者の地域移行支援	実人数／月	計画値	1	1	2	3
		実績値	1	－	－	－
精神障害者の地域定着支援	実人数／月	計画値	1	1	1	1
		実績値	0	－	－	－

更新

Ｂ 地域生活支援事業

サービス名	内容
相談支援	障害者（児）や介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助を行う
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害者に対し、手話通訳者等の派遣を行う
日常生活用具	障害者（児）に自立を支援する用具を給付する（ストーマ装具、視覚障害者用拡大読書器など）
移動支援	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す
地域活動支援センター	創作活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を行う
障害者一時介護	障害者を介護している保護者の負担軽減のため、一時的な介護を行う
日中日帰り **ショートステイ**	障害者の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、障害者の日中における活動の場を提供する
特別支援学校生等 **日中活動体験**	特別支援学校生等の学校卒業時の進路を選択するために、日中活動を体験する場を提供する
移動入浴サービス	居宅で臥床しており、自宅の入浴設備では入浴することが困難な重度身体障害者に対し、移動入浴車による入浴の機会を提供する
生活サポート	介護給付の対象外となる方に、ホームヘルパーなどを居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助など）を行う。

【現状と課題】

・ 障害福祉サービス以外の日常生活に関する支援を希望する人に対して、地域生活支援事業を実施しています。

・ 意思疎通支援は、手話通訳者を市役所に配置し、医療機関における通訳等の実施を通じてソーシャルサポートを行っています。

・ 移動支援は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で利用が減少しましたが、令和4年度から再び利用増に転じています。

・ 令和 4 年度から令和 7 年度の4年間で、障害者一時介護の利用者は約 1.5 倍に増えています。

【今後の方針】

・ 市民のニーズを把握し、実情に応じた地域生活支援事業の実施を検討します。

【サービスの実績と見込量】

相談支援事業

活動指標			第7期	第8期		
			令和7(2025)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
障害者相談支援事業	か所	計画値	5	5	5	5
		実績値	5	-	-	-
基幹相談支援センター	か所	計画値	2	2	2	2
		実績値	2	-	-	-
精神障害者相談支援	か所	計画値	1	1	1	1
		実績値	1	-	-	-
療育支援コーディネーター	(設置数)人	計画値	1	1	1	1
		実績値	1	-	-	-
住宅入居等支援事業	有/無	計画値	有	有	有	有
		実績値	有			

更新

意思疎通支援事業

活動指標			第7期	第8期		
			令和7(2025)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
手話通訳者設置（要約筆記含む）	(設置数)人	計画値	2	2	2	2
		実績値	2	-	-	-
	(延通訳者)人	計画値	600	600	600	600
		実績値	585	-	-	-
手話通訳者派遣	(延派遣者)人	計画値	150	150	150	150
		実績値	118	-	-	-
要約筆記者派遣	(延派遣者)人	計画値	20	20	20	20
		実績値	7	-	-	-
手話奉仕員養成研修	(受講者)人	計画値	20	20	20	20
		実績値	15	-	-	-
要約筆記講座	有/無	計画値	有	有	有	有
		実績値	有	-	-	-
音声訳、点訳による情報保障	有/無	計画値	有	有	有	有
		実績値	有	-	-	-

更新

日常生活用具給付事業

活動指標			第7期	第8期		
			令和7(2025)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
介護・訓練支援用具[38]	(支給件数)件	計画値	5	10	10	10
		実績値	10	-	-	-
自立生活支援用具[39]	(支給件数)件	計画値	17	20	20	20
		実績値	19	-	-	-
在宅療養等支援用具[40]	(支給件数)件	計画値	21	20	20	20
		実績値	16	-	-	-
情報・意思疎通支援用具[41]	(支給件数)件	計画値	90	40	40	40
		実績値	30	-	-	-
排泄管理支援用具[42]	(支給件数)件	計画値	4,267	4,500	4,500	4,500
		実績値	4,487	-	-	-
居宅生活動作補助用具[43]	(支給件数)件	計画値	3	5	5	5
		実績値	2	-	-	-

更新

[38] 身体介護を支援する特殊寝台や児童の訓練に使用するいすなどの用具

[39] 聴覚障害者用屋内信号装置、頭部保護帽などの日常生活を支援する用具

[40] 電気式たん吸引器、音声式体温計など自宅での療養を支援する用具

[41] 点字器、人工喉頭などの情報収集や意思疎通を支援する用具

[42] ストーマ装具などの排泄管理を支援する用具

[43] スロープの設置など生活動作を円滑にする用具

地域活動支援事業

活動指標			第7期	第8期		
			令和7(2025)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
移動支援	(実人数)人	計画値	111	71	71	71
		実績値	71	-	-	-
	(延時間数)時間	計画値	5,085	3,636	3,636	3,636
		実績値	3,636	-	-	-
地域活動支援センター	(箇所数)箇所	計画値	7	5	5	5
		実績値	5	-	-	-
	(実人数)人	計画値	42	32	32	32
		実績値	32	-	-	-
障害者一時介護	(実人数)人	計画値	42	42	42	42
		実績値	42	-	-	-
	(延時間数)時間	計画値	2,457	2,140	2,140	2,140
		実績値	2,140	-	-	-
日中日帰りショートステイ	(実人数)人	計画値	51	46	46	46
		実績値	46	-	-	-
	(延日数)日	計画値	1,496	885	885	885
		実績値	885	-	-	-
特別支援学校生等日中活動体験	(実人数)人	計画値	43	30	30	30
		実績値	30	-	-	-
	(延日数)日	計画値	318	233	233	233
		実績値	233	-	-	-
移動入浴サービス	(実人数)人	計画値	5	5	5	5
		実績値	5	-	-	-
	(延日数)日	計画値	176	159	159	159
		実績値	159	-	-	-
生活サポート	(実人数)人	計画値	1	1	1	1
		実績値	0	-	-	-
	(延日数)日	計画値	5	5	5	5
		実績値	0	-	-	-

更新

児童福祉法によるサービス

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して、発達支援を行うサービス
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援などを行うサービス
障害児相談支援	障害児通所支援の申請者からの相談に応じて、必要な情報の提供や事業者等との連携を行い、利用計画を立てる

【現状と課題】

- 令和4年度から令和7年度の4年間で、児童発達支援は約64%、放課後等デイサービスは約50%利用者が増加しています。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業者数も、ニーズの増加に併せて増加しており、量は確保できている状態にあります。
- 事業者数の増加により量の確保はされている一方で、各事業所等の支援内容の充実が求められます。

【今後の方針】

・　障害者総合支援協議会の専門部会である教育・療育支援部会（児童通所支援事業所連絡会）にて、事業所間の情報共有や事例検討等を行い、サービスの質の向上に努めます。

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第7期	第8期		
			令和7(2025)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
児童発達支援	(実人数)人	計画値	312	305	324	343
		実績値	288	-	-	-
	(延日数)日	計画値	1,309	2,417	2,610	2,819
		実績値	2,239	-	-	-
放課後等デイサービス	(実人数)人	計画値	445	411	428	446
		実績値	391	-	-	-
	(延日数)日	計画値	3,936	4,948	5,345	5,773
		実績値	4,527	-	-	-
居宅訪問型児童発達支援	(実人数)人	計画値	2	1	1	1
		実績値	1	-	-	-
	(延日数)日	計画値	13	6	6	6
		実績値	6	-	-	-
保育所等訪問支援	(実人数)人	計画値	12	35	36	38
		実績値	34	-	-	-
	(延日数)日	計画値	21	56	58	61
		実績値	54	-	-	-
障害児相談支援	(実人数)人	計画値	203	112	127	145
		実績値	96	-	-	-

更新

②第2期佐倉市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画
にかかる成果目標を達成するための量の見込み

【現状と課題】

・ 音声デイジー図書に関する専門知識を有する職員が限られており、利用者への操作説明や活用支援が十分に行われていないことから、サービスの利用は限定的であり、利用促進に向けた支援体制の強化が課題となっています。

・ 高齢化の進展により、今後も読書バリアフリーサービスに対する需要の増加が見込まれることから、読書に困難を抱える方が利用しやすい環境の整備や、サービスの周知・活用促進など、読書環境のさらなる充実を図る必要があります。

【今後の方針】

・ 障害福祉課及び学校と連携し、読書バリアフリーサービスの周知及び支援に取り組みます。

・ 県立図書館等主催の研修に参加を推進し、サービスに対応できる職員の育成をはかります。

・ アクセシブルな書籍の蔵書数の充実を図ります。

活動指標			第7期	第8期		
			令和7(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
読書バリアフリーサービスの周知回数	周知回数	計画値	－	4	4	4
		実績値	2	-	-	-
視覚障害者等サービス対応職員数	延べ人数	計画値	－	2	3	4
		実績値	1	-	-	-
アクセシブルな書籍等の蔵書数	蔵書数	計画値	－	7,260	7,400	7,540
		実績値	7,028	-	-	-

更新

参考資料

1. 計画の策定経過

2. 佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会設置要綱

3. 佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会　委員名簿

4. 障害者権利条約

5. 障害に関するマーク

1. 計画の策定経過

日付や期間	内容
令和７年 11 月 21 日 ～12 月 19 日	令和7年度 障害福祉アンケート
令和８年９月 25 日	第１回 佐倉市障害者総合支援協議会
令和８年 10 月 22 日	第２回 佐倉市障害者総合支援協議会
令和８年 11 月 19 日	第３回 佐倉市障害者総合支援協議会
令和９年〇月〇日 ～〇月〇日	意見公募手続
令和９年２月 25 日	第４回 佐倉市障害者総合支援協議会
令和９年３月〇日	計画策定

更新

2. 佐倉市障害者総合支援協議会要綱

（設置）

第1条　障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域における障害福祉に関する関係者等による定期的な協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第89条の3第1項の規定により地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として佐倉市障害者総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

（1）関係機関等の業務において課題となった事項への対応策に関すること。

（2）地域の関係機関相互の連携に関すること。

（3）新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。

（4）障害のある人や家族と地域社会との関係構築に関すること。

（5）関係機関等の職員等に対する研修に関すること。

（6）福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。

（7）佐倉市障害福祉計画及び佐倉市障害者計画等の策定に関する審議、調査、分析及び評価に関すること。

（8）佐倉市障害者虐待防止ネットワークに関すること。

（9）その他市長が必要と認めること。

（組織）

第3条　協議会は、別表に掲げる機関等をもって構成する。

（委員）

第4条　協議会の委員は、協議会を構成する機関等に属する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2　委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、年4回程度会議を開催し、協議会の適切かつ円滑な運営を図るための総括的な事項について協議する。

3 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（部会）

第7条 協議会は、専門の事項又は個別の課題を協議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、出席者の互選により定める。

3 部会は、月1回程度会議を開催し、障害者の地域生活に必要な仕組みづくり、計画進行管理、事業の評価を協議する。

（運営委員会）

第8条 部会における協議事項に関し、部会間の連絡及び調整を行うため、協議会は、部会長により構成する運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、出席者の互選により定める。

3 運営委員会は、協議会が協議すべき事項に関して情報を収集し、及び協議の充実を図るため、関係各機関に出席を求め、会議を開くことができる。

（個人情報の取扱い）

第9条 協議会において知り得た個人情報は、その取扱いに十分留意しなければならない。

（庶務）

第10条　協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成19年10月10日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日以後、最初に委嘱され、又は任命される協議会の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附　則（平成23年1月27日決裁22佐障第502号）

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附　則（平成24年3月30日決裁23佐障第607号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成25年3月29日決裁24佐障第891号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附　則（平成26年3月24日決裁25佐障第1229号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附　則（令和8年3月9日決裁　佐障第1207号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

1 指定相談支援事業者

2 市内の医療・保健機関

3 指定障害福祉サービス事業所

4 療育・教育機関

5 権利擁護機関

6 雇用・就労支援機関

7 民生委員・児童委員

8 学識経験者

9 障害関係団体

10 佐倉市社会福祉施設協議会

11 佐倉市社会福祉協議会

3. 佐倉市障害者総合支援協議会　委員名簿

任期：令和8年9月1日～令和10年8月31日

No.	委員区分	氏　名	所　属
1	指定相談支援事業者	須藤　哲	社会福祉法人千手会 地域生活支援センター　レインボー
2	市内の医療・保健機関	永山　博敏	印旛市郡医師会佐倉地区
3		塚本　亮一	印旛郡市歯科医師会佐倉地区
4	指定障害福祉サービス事業所	四方田　清	社会福祉法人愛光 障害者生活支援センター　アシスト
5	療育・教育機関	新井　真由美	社会福祉法人千手会 地域生活支援センター　レインボー
6	権利擁護機関	川野　優	社会福祉法人生活クラブ いんば中核地域生活支援センター
7	雇用・就労支援機関	木村　勝治	社会福祉法人福葉会　佐倉福葉苑
8	民生委員・児童委員	髙宮　敬子	佐倉市民生委員・児童委員協議会
9	学識経験者	松山　毅	順天堂大学　スポーツ健康科学部 健康学科
10	障害関係団体	黒田　聡	佐倉市手をつなぐ育成会
11		大賀　四郎	佐倉市精神障害者家族会かぶらぎ会
12		西尾　純子	佐倉市ろう者協会
13	佐倉市社会福祉施設協議会	近藤　美貴	社会福祉法人愛光 ワークショップかぶらぎ
14	佐倉市社会福祉協議会	大藏　文子	佐倉市社会福祉協議会

更新

4. 障害者権利条約

障害者権利条約の主な内容
Convention on the Rights of Persons with Disabilities

障害者権利条約における障害のとらえ方

従来の障害のとらえ方は、障害は病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでした。一方、障害者権利条約では、障害は主に社会によって作られた障害者の社会への統合の問題であるという、いわゆる「社会モデル」の考え方が随所に反映されています。これは、例えば、足に障害をもつ人が建物を利用しづらい場合、足に障害があることが原因ではなく、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因（社会的障壁）があるという考え方です。

国連の議論においては、主に 1980 年代の様々な取組を通じて障害に対する知識と理解が深まり、障害者の医療や支援に対するニーズ（リハビリテーション等）と障害者が直面する社会的障壁の双方に取り組む必要性が認識されるようになり、この条約もそうした認識に基づき作成されました。

目的

この条約の目的は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」です。この条約では、障害者には「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む」とされています。

平等・無差別と合理的配慮

条約の第２条（定義）では、障害者の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を「合理的配慮」と定義しています。これは、例えば車椅子用に段差に渡し板を敷いたり、窓口で筆談や読み上げ等により理解を助けること等が当たります。そして、障害に基づく差別には「合理的配慮の否定」が含まれます。また、第４条（一般的義務）では、締約国に障害者に対する差別となる既存の法律等を修正・撤廃するための適切な措置をとることを求めているほか、第５条（平等及び無差別）では、障害に基づくあらゆる差別を禁止することや、合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置をとることを求めています。この「合理的配慮の否定」を障害に基づく差別に含めたことは、条約の特徴の一つとされています。

意思決定過程における障害当事者の関与

条約の第４条（一般的義務）では、締約国は障害者に関する問題についての意思決定過程において、障害者と緊密に協議し、障害者を積極的に関与させるよう定めています。また、第35条（締約国による報告）では、条約に基づき設置されている「障害者の権利に関する委員会」に対する報告を作成するに当たり、先の第４条の規定に十分な考慮を払うこととされています。

これらの規定には、いわゆる“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）の考え方を背景として、障害当事者の声を重視するというこの条約の特徴が表れています。

施設・サービス等の利用の容易さ

条約の第９条（施設及びサービス等の利用の容易さ）では、締約国は、障害者が輸送機関、情報通信等の施設・サービスを利用する機会を有することを確保するため、適当な措置をとることを定めています。この措置には、施設・

サービス等の利用の容易さに対する妨げ・障壁を特定し、撤廃することが含まれます。

自立した生活・地域社会への包容

条約の第 19 条（自立した生活及び地域社会への包容）では、締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認め、障害者が、この権利を完全に享受し、地域社会に完全に包摂され、参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとることを定めています。

教育

条約の第 24 条（教育）では、締約国は教育についての障害者の権利を認めることを定めています。障害者が精神的・身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること等を目的として、締約国は障害者を包容するあらゆる段階の教育制度や生涯学習を確保することとされています。

また、その権利の実現に当たり、障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと、個々の障害者にとって必要な「合理的配慮」が提供されること等が定められています。

雇用

条約の第 27 条（雇用及び労働）では、締約国は、障害者が、障害のない人と平等に労働に関する権利を有することを認め、その権利が実現されることを保障・促進することを定めています。特にあらゆる形態の雇用における、障害に基づく差別の禁止や、職場での障害者に対する「合理的配慮」の確保等のため、締約国が適当な措置をとることを定めています。

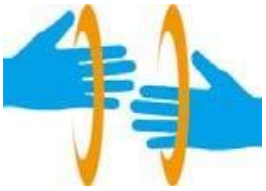
5.障害に関するマーク　　（順不同）

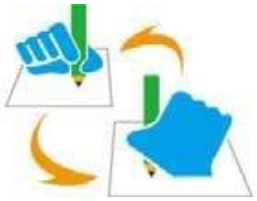
名称	概要等	所管先
障害者のための国際シンボルマーク 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。 ※個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。障害のある方が、車に乗車していることを、周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。駐車禁止を免れる、または障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用下さい。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523
盲人のための国際シンボルマーク 	世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL：03-5291-7885

身体障害者標識 （身体障害者マーク） 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 TEL：03-3581-0141（代）
聴覚障害者標識 （聴覚障害者マーク） 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 TEL：03-3581-0141（代）
ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL：03-5253-1111（代） FAX：03-3503-1237

	補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。	
耳マーク 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮（口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や身振りで表すなど）について御協力をお願いします。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046
ヒアリング ループマーク 	「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。 このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046

オストメイト用設備／オストメイト 	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 TEL：03-5844-6265 FAX：03-5844-6294
ハート・プラスマーク 	「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。	特定非営利活動法人ハート・プラスの会 TEL：080-4824-9928
「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク 	白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖による SOS のシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。	岐阜市福祉事務所障がい福祉課 TEL：058-214-2138 FAX：058-265-7613

（社会福祉法人日本視覚障害者団体連合推奨マーク）	※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖により SOS のシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをお願いします。	
ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS 規格）。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。	東京都福祉局障害者施策推進部企画課社会参加推進担当 TEL：03-5320-4147
手話マーク 	きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに提示することもできます。 きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。	一般財団法人全日本ろうあ連盟 TEL：03-6302-1430 FAX：03-6302-1449

筆談マーク 	きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、 店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに提示することもできます。 きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。	一般財団法人全日本ろうあ連盟 TEL：03-6302-1430 FAX：03-6302-1449

（内閣府ホームページより引用）

第７次佐倉市障害者計画・第８次佐倉市障害福祉計画

■　発行日　令和８年３月

■　発　行　佐倉市

■　担　当　福祉部 障害福祉課

〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地

電話 043-484-4164 ファクス 043-484-1742

電子メール shogaifukushi@city.sakura.lg.jp

■　印　刷　社会福祉法人愛光 ワークショップかぶらぎ

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。